

下妻市立小中学校適正規模適正配置基本計画(案)

(令和5年度末現在 中間成果物)

※ この資料は、下妻市立小中学校適正規模適正配置検討委員会が検討している下妻市立小中学校適正規模適正配置基本計画（案）の令和5年度末現在の中間成果物です。このため、今後の検討により内容が大きく変わることがありますので、その点をご了承の上、ご覧ください。

また、資料に関する検討は下妻市立小中学校適正規模適正配置検討委員会の委員が行うものであり、委員以外の個人や団体からのご意見やご要望は承りかねますので、その点についてもご了承ください。

目 次

1. 下妻市立小中学校適正規模適正配置に向けた前提条件の整理・・・ 1～53
2. 下妻市立小中学校適正規模適正配置基本計画・・・・・・・・・・・・ 54～69

1. 下妻市立小中学校適正規模適正配置に向けた前提条件の整理

(1) これまでの適正配置の経緯

①教育に関する動向

平成 18 年の合併以降の教育に関する動向については、平成 22 年 12 月に下妻市立幼稚園及び小中学校適正規模適正配置検討委員会で答申され、市の統合基準を設けました。平成 23 年から統合基準に沿って、複式学級が続いた蚕飼小学校を統合対象として検討し、平成 26 年 4 月に宗道小学校と統合しています。

現在、平成 27 年以降に下妻市教育大綱・教育振興基本計画に示す教育・文化行政の指針に基づいて、教育行政を推進しています。

表：平成 18 年の合併以降の教育に関する動向

年 月	教育に関する動向
平成 18 年 1 月	下妻市・千代川村合併
平成 21 年 2 月	下妻市立幼稚園及び小中学校適正規模適正配置検討委員会（諮問）
平成 22 年 12 月	下妻市立幼稚園及び小中学校適正規模適正配置検討委員会（答申） （検討委員会を 7 回開催し、答申で市の統合基準を設ける）
平成 23 年～	複式学級が続いた蚕飼小学校を統合対象として検討
平成 26 年 4 月	蚕飼小学校が宗道小学校と統合
平成 28 年 2 月	下妻市教育大綱・教育振興基本計画を策定
平成 30 年 1 月	下妻中学校新校舎竣工
令和 3 年 12 月	第 2 期下妻市教育大綱・教育振興基本計画を策定

②教育方針（下妻市教育大綱・教育振興基本計画）

・教育の取組方針

[教育を取り巻く環境の変化（児童生徒数の推移）]

令和 3 年度現在、本市には小学校 9 校、中学校 3 校がありますが、県の指針を満たす学校は、小学校が 2 校、中学校が 2 校となっています。中学校においても、1 学年 3 学級以下の学校がでてきたことから、今後も児童生徒数の状況を注視しながら、よりよい教育環境のあり方を研究していく必要があります。

[教育の主要課題（義務教育の充実〈環境〉）]

少子化・人口減少社会が進む中で、児童生徒の減少や地域の年齢構成の変化などを注視しながら、適正な規模の教育施設の適正な配置を研究していく必要があります。

・教育大綱：「人と文化を育む「心豊かなまち」を目指して」

教育大綱は、幼児教育（就学前教育）、義務教育、生涯学習・公民館、青少年育成、芸術・文化、文化財・博物館、図書館、スポーツ振興の 8 つの柱で構成されています。

・教育目標：「学びを人生や社会に生かそうとする人材の育成」

③適正配置に関する下妻市及び国・県の統合基準等

1) 下妻市の統合基準

・適正な学校規模・統合基準（下妻市立幼稚園及び小中学校適正規模適正配置(答申)平成22年12月）

小学校は、1学年2学級以上、全体で12学級以上を適正規模としています。

2つの学年で1つの学級編制となる複式学級は、学習環境を充実させるためには大きな課題があるため、複式学級の学校については3年をめどに統合の対象とすることとしており、その他の学校においては1学年平均15人以下または複式学級ができる年度に、統合の対象としています。

中学校は、1学年3学級以上、全体で9学級以上を適正規模としています。適正規模を下回った場合に改めて検討を行うとしています。

・1学級あたりの児童生徒数

小中学校の1学級あたりの児童生徒数は30人が望ましいとしています。

2) 国の統合基準

・適正な学校規模・統合基準（公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引(H27策定)より抜粋）

法令上、学校規模の標準は、学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」を標準としています（学校教育法施行規則 第41条・第79条）

〔望ましい学級数〕

小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいとされています。

中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要です。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいとされています。

義務教育学校の学級数については、18学級以上27学級以下を標準とする。（学校教育法施行規則 第41条・第79条）

・1学級あたりの児童生徒数（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）

小学校はから35人、中学校は40人としている。

・通学距離の基準（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令）

公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めている。

表：学校規模の標準を下回る場合の対応の目安

小学校の場合

【1～5学級：複式学級が存在する規模】

おおむね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【6学級：クラス替えができない規模】

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があり、児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【7～8学級：全学年ではクラス替えができない規模】

おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。今後の児童数の予測を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、6学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

【9～11学級：半分以上の学年でクラス替えができる規模】

おおむね、全学年でのクラス替えはできないものの半分以上の学年でクラス替えができる学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

中学校の場合

【1～2学級：複式学級が存在する規模】

おおむね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の生徒数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【3学級：クラス替えができない規模】

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の生徒数に大きな幅があり、生徒数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、生徒数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や代替策を積極的に検討・実施する必要がある。

【4～5学級：全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模】

おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。今後の生徒数の予測等を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、3学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

【6～8学級：全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模】

おおむね、全学年でのクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置することができる学校規模。学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、学校規模が十分でないことによる教育上の課題を整理した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

【9～11学級：全学年でクラス替えができ、同学年で複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模】

標準には満たないものの、おおむね、全学年でのクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置したり、免許外指導を解消したりすることが可能な学校規模。教育上の課題が生じているかを確認した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

3) 茨城県の統合基準（公立小・中学校の適正規模について（指針）（H20 策定）より抜粋）

〔小学校〕

- ・クラス替えが可能である各学年 2 学級以上となる 12 学級以上が望ましいとされています。
- ・児童生徒の学習環境を充実させるために、複式学級の解消を積極的に図るべきとされています。
- ・クラス替えが出来ない 1 学年 1 学級の学校については統合を検討すべきとされています。

〔中学校〕

- ・クラス替えが可能で全ての教科の担任が配置できる 9 学級以上が望ましい（国語・社会・数学・理科・英語に複数の教員の配置が可能）とされています。
- ・クラス替えが出来ない 5 学級以下の学校について、生徒の教育環境の面から統合や近隣校との学区の見直しを検討すべきとされています。

表：国・県・市の学校の適正規模の基準

	小学校	中学校
下妻市	12 学級以上（1 学年 2 学級以上）	9 学級以上（1 学年 3 学級以上）
茨城県	12 学級（各学年 2 学級以上）	9 学級以上
国	12 学級以上 18 学級以下	12 学級以上 18 学級以下

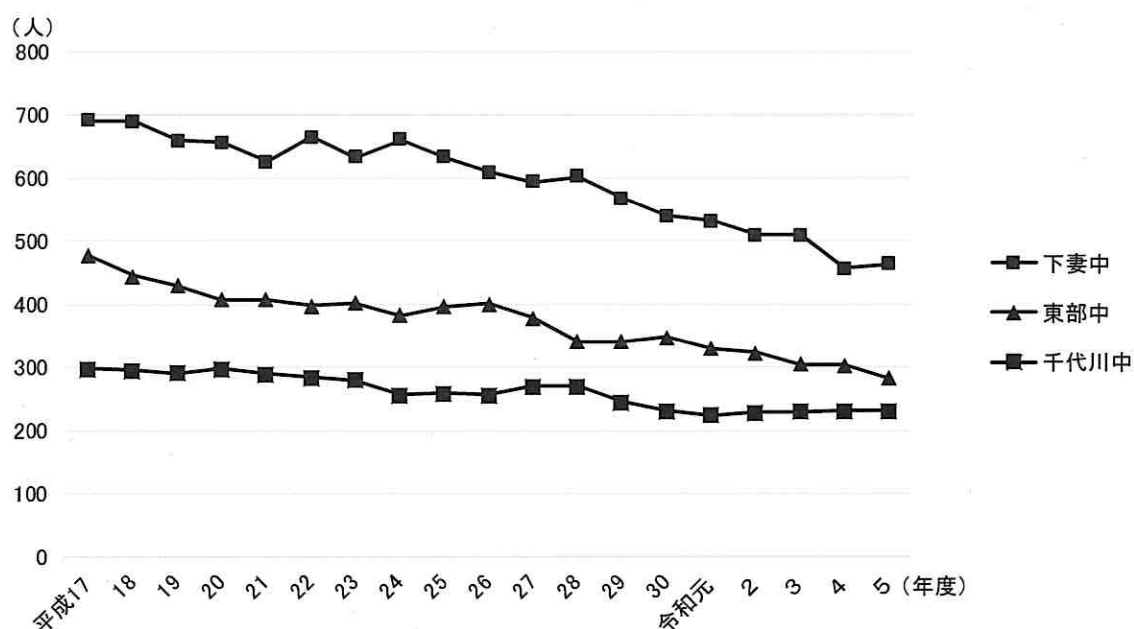
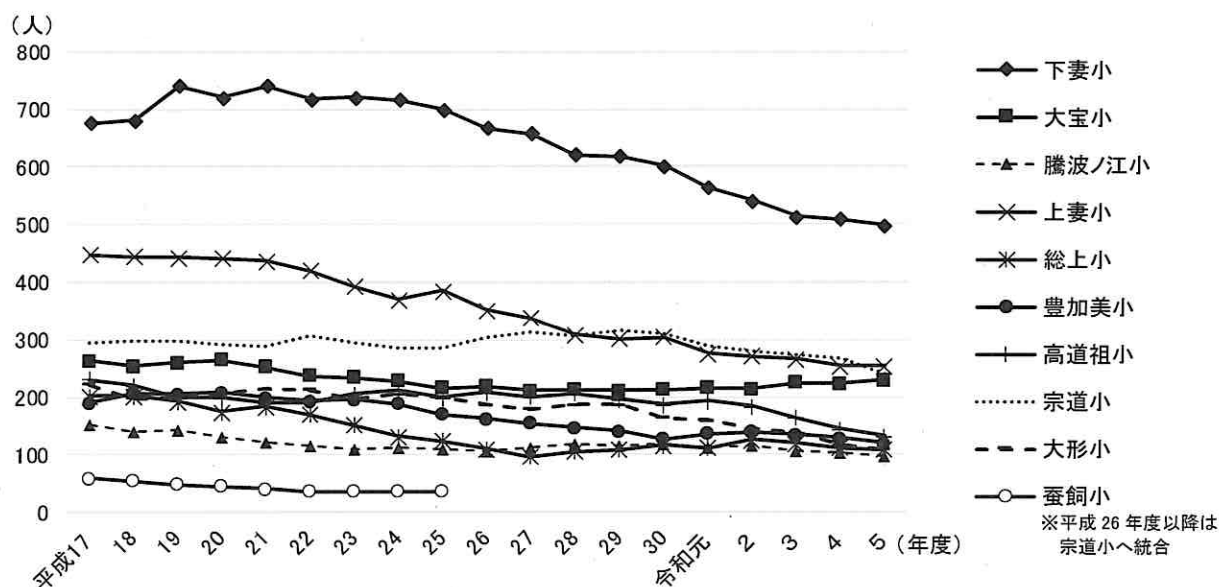
表：国・県・市の学校の統合基準

	小学校	中学校
下妻市	複式学級の学校については 3 年を目途に統合の対象とする。その他の学校においては、1 学年平均 15 人以下又は複式学級ができる年度に、統合の対象とする	1 学年 3 学級を下回った場合に、改めて検討を行う
茨城県	全ての学年においてクラス替えができない 1 学年 1 学級の学校について、統合を検討すべき	クラス替えができない 5 学級以下の学校について、統合や学区の見直しを検討すべき
国	学校の標準規模を下回る場合に検討	

(2) 児童・生徒数及び学級数の推移(実績)

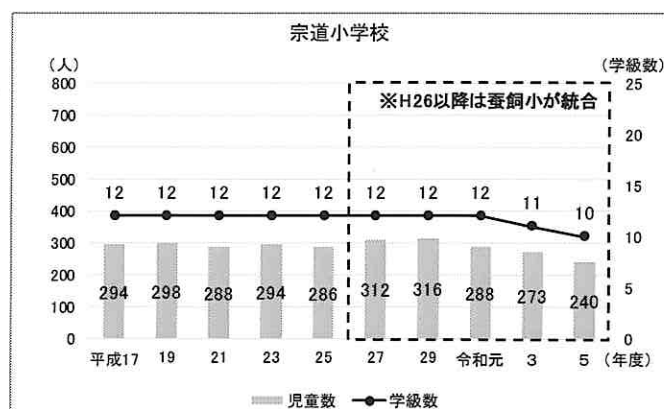
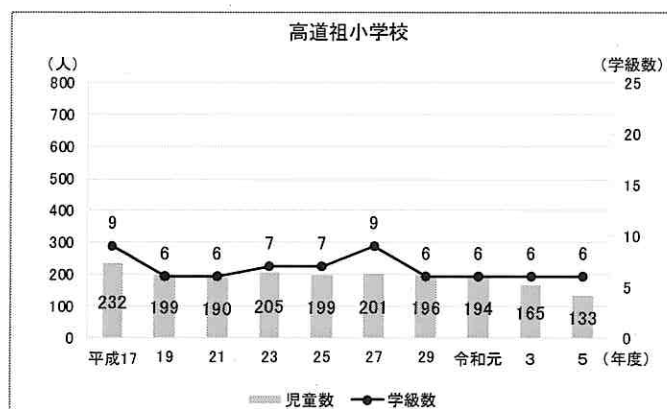
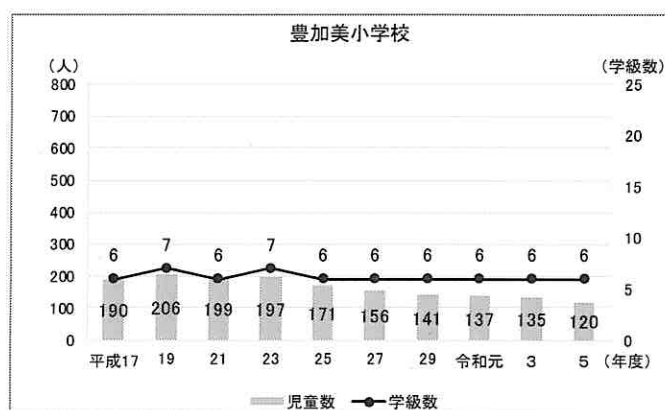
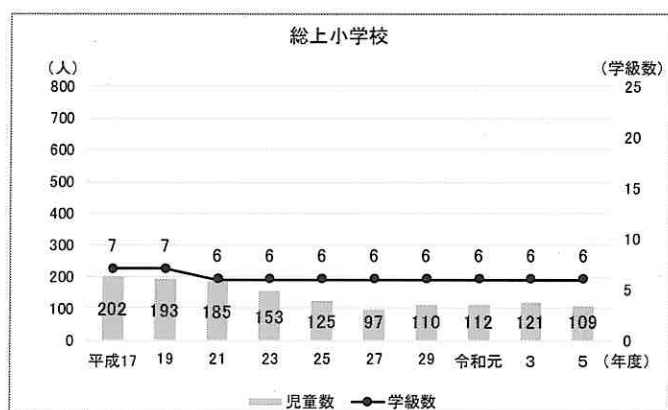
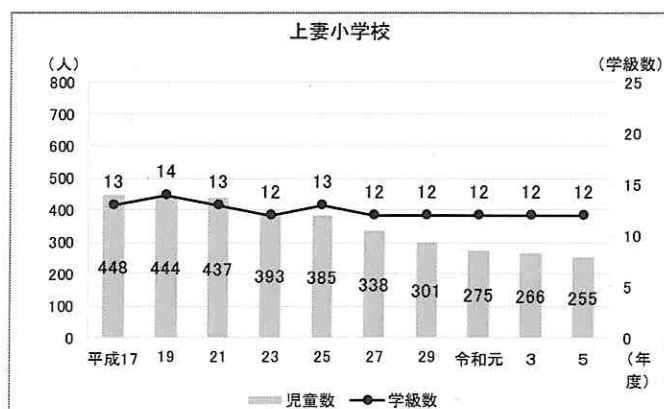
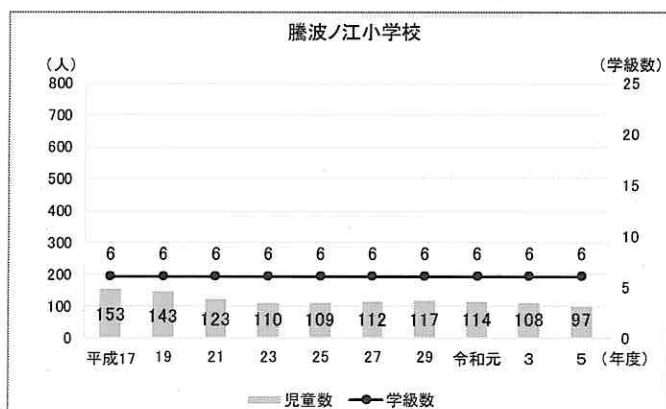
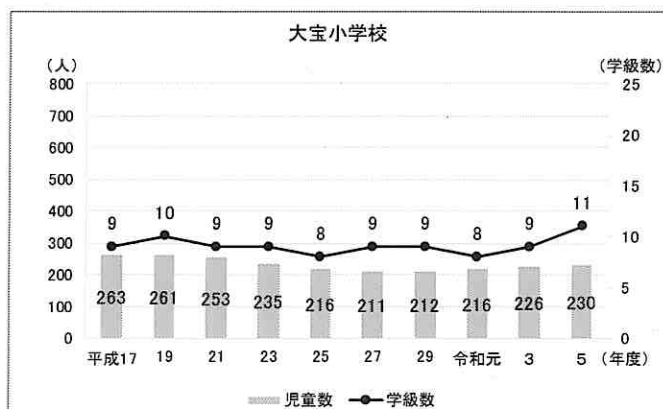
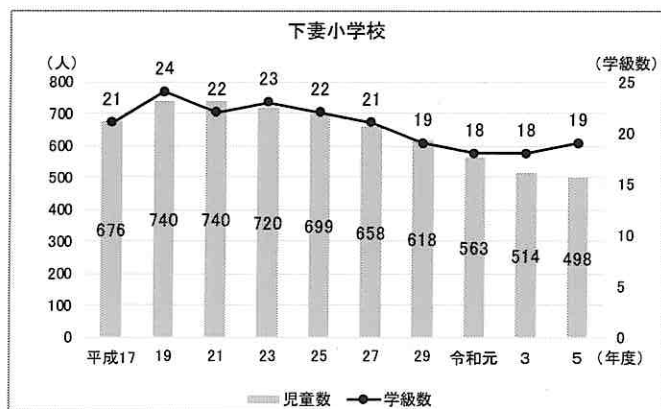
小学校における市全体の児童数の推移は、平成17年(2,740人)から令和5年(1,791人)までで34.6%(949人)減少となっています。学校別で減少率が高かったのは、大形小学校51.1%(114人)、総上小学校46.0%(93人)減少などとなっています。最も減少率が低かったのは大宝小学校で、12.5%(33人)減少となっています。

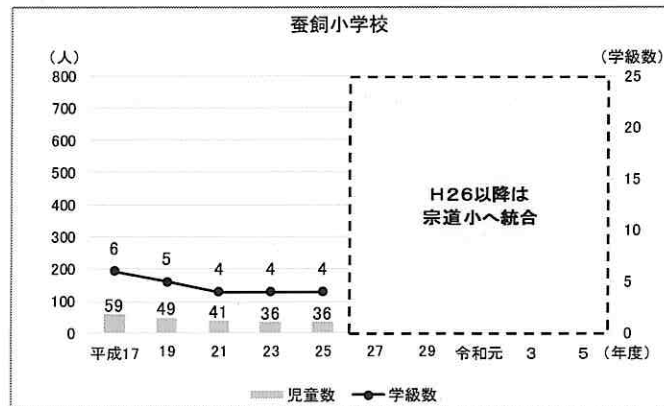
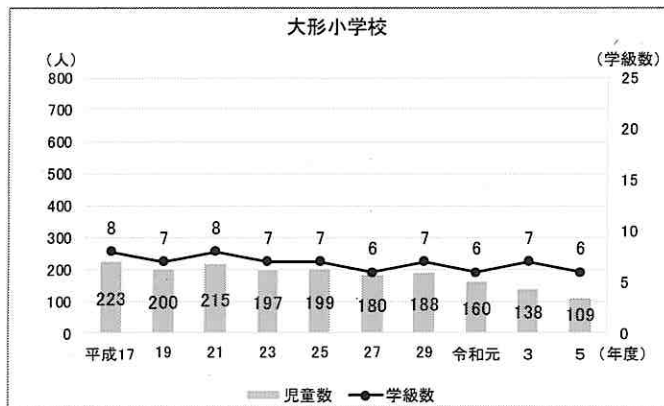
中学校における市全体の生徒数の推移は、平成17年(1,463人)から令和5年(975人)までで33.4%(488人)減少となっています。学校別では、東部中学校40.8%(194人)、下妻中学校33.0%(228人)、千代川中学校22.2%(66人)減少などとなっています。



※特別支援学級数・児童数を除く。
資料：教育委員会(各年5月1日)

図：学校別の児童数及び学級数の推移





※特別支援学級数・児童数を除く。

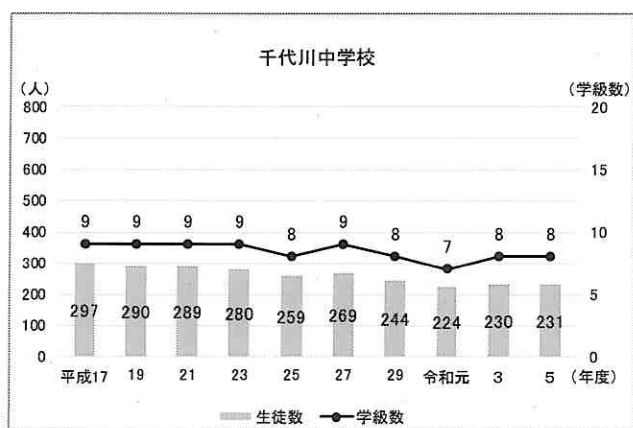
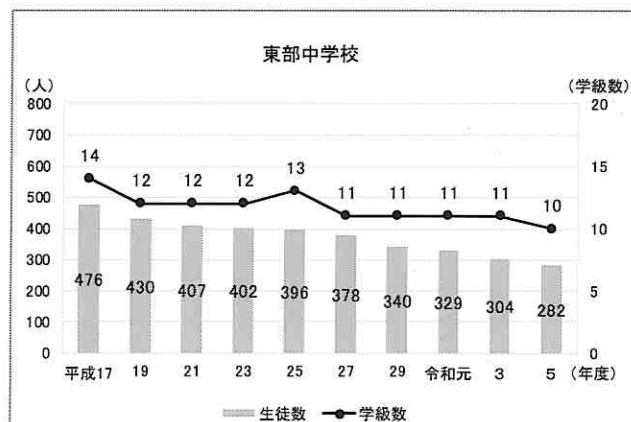
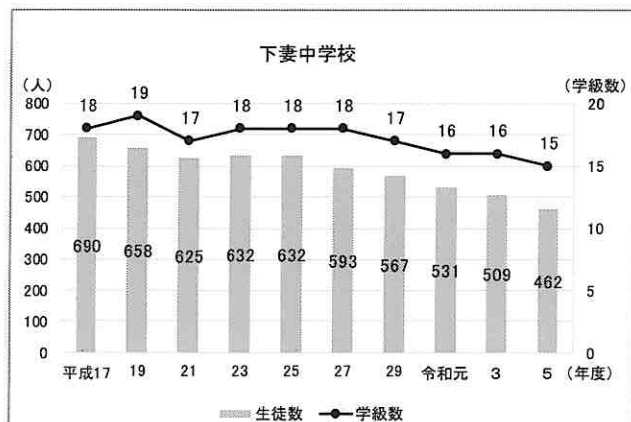
表：小学校の児童数の推移

(単位：人)

年度	学級区分	下妻小学校	大宝小学校	騰波ノ江小学校	上妻小学校	総上小学校	豊加美小学校	高道祖小学校	宗道小学校	大形小学校	蚕飼小学校
平成 17	通常	676	263	153	448	202	190	232	294	223	59
	特支	16	7	4	6	7	3	6	11	4	2
平成 18	通常	681	255	141	445	203	207	221	299	198	55
	特支	18	7	5	10	4	3	4	9	5	2
平成 19	通常	740	261	143	444	193	206	199	298	200	49
	特支	15	6	4	5	4	2	2	12	5	3
平成 20	通常	720	265	133	442	175	208	199	292	207	46
	特支	16	8	5	5	5	3	3	14	5	2
平成 21	通常	740	253	123	437	185	199	190	288	215	41
	特支	15	6	6	7	2	4	3	14	5	1
平成 22	通常	718	237	118	421	171	194	192	307	214	37
	特支	15	7	6	10	3	5	3	11	7	3
平成 23	通常	720	235	110	393	153	197	205	294	197	36
	特支	20	8	4	15	2	4	3	14	9	4
平成 24	通常	716	229	114	370	132	189	213	286	205	37
	特支	19	6	4	13	2	5	3	13	6	2
平成 25	通常	699	216	109	385	125	171	199	286	199	36
	特支	22	5	5	15	3	9	4	15	4	2
平成 26	通常	668	220	107	352	111	163	208	304	188	-
	特支	24	5	4	18	4	6	6	25	5	-
平成 27	通常	658	211	112	338	97	156	201	312	180	-
	特支	21	8	3	21	4	7	11	28	4	-
平成 28	通常	621	214	121	310	106	148	207	306	187	-
	特支	24	7	3	29	2	7	9	24	7	-
平成 29	通常	618	212	117	301	110	141	196	316	188	-
	特支	25	7	6	33	7	8	10	19	7	-
平成 30	通常	601	214	121	305	118	128	188	310	165	-
	特支	20	11	4	29	5	9	11	27	8	-
令和元	通常	563	216	114	275	112	137	194	288	160	-
	特支	27	10	10	30	8	7	11	23	9	-
令和 2	通常	541	215	116	271	127	140	185	281	145	-
	特支	22	13	10	32	6	6	13	25	9	-
令和 3	通常	514	226	108	266	121	135	165	273	138	-
	特支	20	18	11	34	13	7	19	26	7	-
令和 4	通常	509	224	104	255	113	130	144	268	117	-
	特支	31	23	10	39	12	7	23	29	7	-
令和 5	通常	498	230	97	255	109	120	133	240	109	-
	特支	29	24	10	36	9	7	27	31	6	-

資料：教育委員会（各年 5 月 1 日）

図：学校別の生徒数及び学級数の推移



※特別支援学級数・児童数を除く。
資料：教育委員会（各年5月1日）

表：中学校の生徒数の推移

(単位：人)

年度	学級 区分	下妻中学校	東部中学校	千代川中学校
平成 17	通常	690	476	297
	特支	13	9	4
平成 18	通常	689	444	295
	特支	13	18	6
平成 19	通常	658	430	290
	特支	7	20	8
平成 20	通常	656	407	297
	特支	7	16	9
平成 21	通常	625	407	289
	特支	6	12	7
平成 22	通常	664	397	284
	特支	5	8	6
平成 23	通常	632	402	280
	特支	8	12	8
平成 24	通常	660	382	256
	特支	13	14	13
平成 25	通常	632	396	259
	特支	15	9	15
平成 26	通常	609	400	256
	特支	22	11	16
平成 27	通常	593	378	269
	特支	26	9	15
平成 28	通常	602	340	269
	特支	28	11	12
平成 29	通常	567	340	244
	特支	32	10	16
平成 30	通常	539	347	231
	特支	34	24	19
令和元	通常	531	329	224
	特支	29	26	20
令和 2	通常	509	322	228
	特支	31	23	21
令和 3	通常	509	304	230
	特支	31	25	26
令和 4	通常	456	303	231
	特支	35	25	29
令和 5	通常	462	282	231
	特支	34	33	32

資料：教育委員会（各年 5 月 1 日）

(3) 学校規模・学級規模の状況

小学校の学校規模（令和5年5月時点）では、標準規模校が2校、小規模校が7校となっています。小規模校のうち5校がクラス替えができない規模（1学年1学級）となっています。中学校については、標準規模校が1校、小規模校が2校となっています。

表：小学校における学校規模の現状

学校規模分類	学級数	小学校（計9校）	
		学校数	
	複式学級※ ¹	該当なし	—
小規模校	11 学級以下	7 校	大宝小学校（11） 騰波ノ江小学校（6） 総上小学校（6） 豊加美小学校（6） 高道祖小学校（6） 宗道小学校（10） 大形小学校（6）
標準規模校	12～18 学級 （～24 学級※ ² ）	2 校	下妻小学校（19） 上妻小学校（12）
大規模校	25～30 学級	該当なし	
過大規模校	31 学級以上	該当なし	—

表：中学校における学校規模の現状

学校規模分類	学級数	中学校（計3校）	
		学校数	
小規模校	11 学級以下	2 校	東部中学校（10） 千代川中学校（8）
標準規模校	12～18 学級 （～24 学級※ ² ）	1 校	下妻中学校（15）
大規模校	25～30 学級	該当なし	—
過大規模校	31 学級以上	該当なし	—

※1：1年生と2年生で構成された学級のように、複数学年の在学者で構成される学級を示します。

※2：従来から25学級以上の学校を大規模校、31学級以上の学校を過大規模校とし、地域によっては、国の標準である12～18学級を下回る場合の基準と併せて、標準を超える規模を分類して、独自に大規模校や過大規模校の目安を設定している。

※3：（ ）内の数字は学級数を示します（特別支援学級を除く。）。

資料：学級数は教育委員会（令和5年5月1日現在）

資料：学校規模の分類は文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月）」

(4) 通学区域と学区

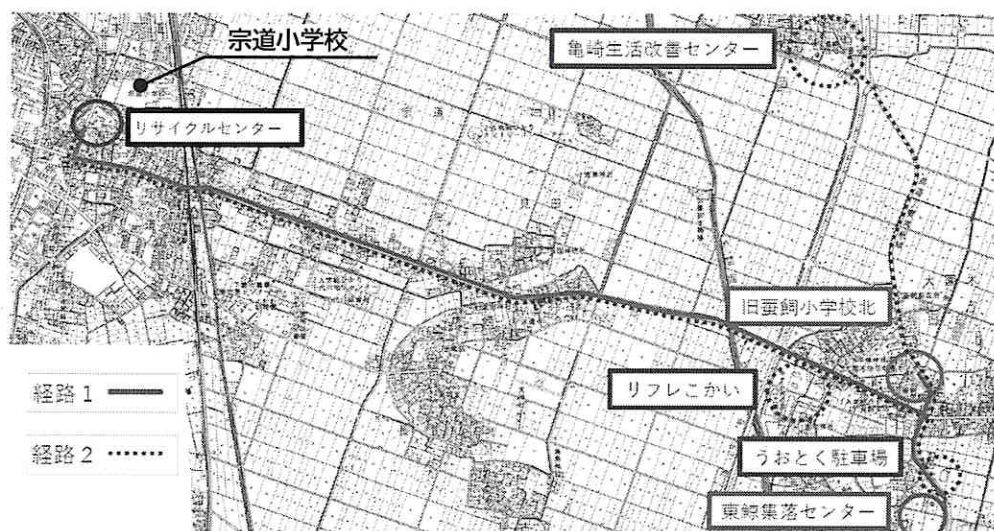
小学校区は、下妻中学校区内に下妻小学校、上妻小学校、総上小学校の3校、東部中学校区内に大宝小学校、騰波ノ江小学校、豊加美小学校、高道祖小学校の4校、千代川中学校区内に宗道小学校、大形小学校の2校が位置しています。

現在、宗道小学校では旧蚕飼小学校区の児童の通学のためにスクールバスが運行されています。

表：小・中学校通学区域一覧

学校区		通学区
下妻中学校	下妻小学校	本城町、田町、本宿町、下妻、砂沼新田、坂本新田、大木新田、長塚、石の宮、小野子町、下木戸の一部、今泉の一部
	上妻小学校	大木、半谷、黒駒、江、平方、尻手、渋井、桐ヶ瀬、前河原、赤須、柴、南原、上野
	総上小学校	今泉(下妻小学校通学区を除く。)、中居指、二本紀、小島、西古沢
東部中学校	大宝小学校	大宝、北大宝(騰波ノ江小学校通学区を除く。)、平川戸、横根、坂井、比毛、堀籠、大串、平沼、福田、下木戸(下妻小学校通学区を除く。)、筑波島の一部
	騰波ノ江小学校	若柳、神明、下宮、中郷、下田、数須、筑波島(大宝小学校通学区を除く。)、北大宝の一部
	豊加美小学校	新堀、加養、亀崎、樋橋、肘谷、山尻、谷田部、柳原、袋畑、東古沢
	高道祖小学校	高道祖
千代川中学校	宗道小学校	大園木、鯨、田下、下栗、本宗道、宗道、渋田、見田、唐崎、長萱、伊古立、原、羽子、鬼怒(大形小学校通学区を除く。)
	大形小学校	鬼怒の一部、鎌庭、別府、皆葉、五箇、村岡

図：下妻市立宗道小学校送迎バス運行図



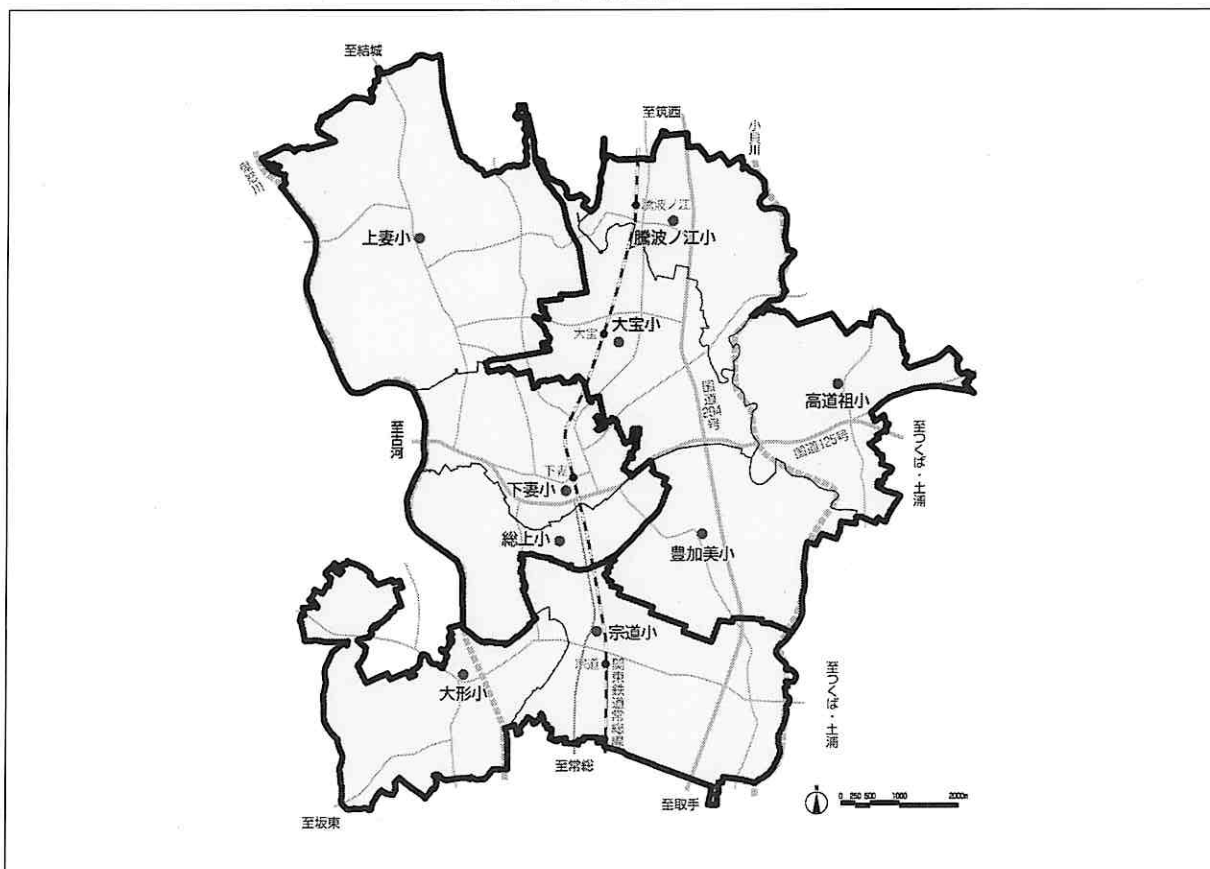
○運行時間

- ・経路1：約15分
- ・経路2：約20分

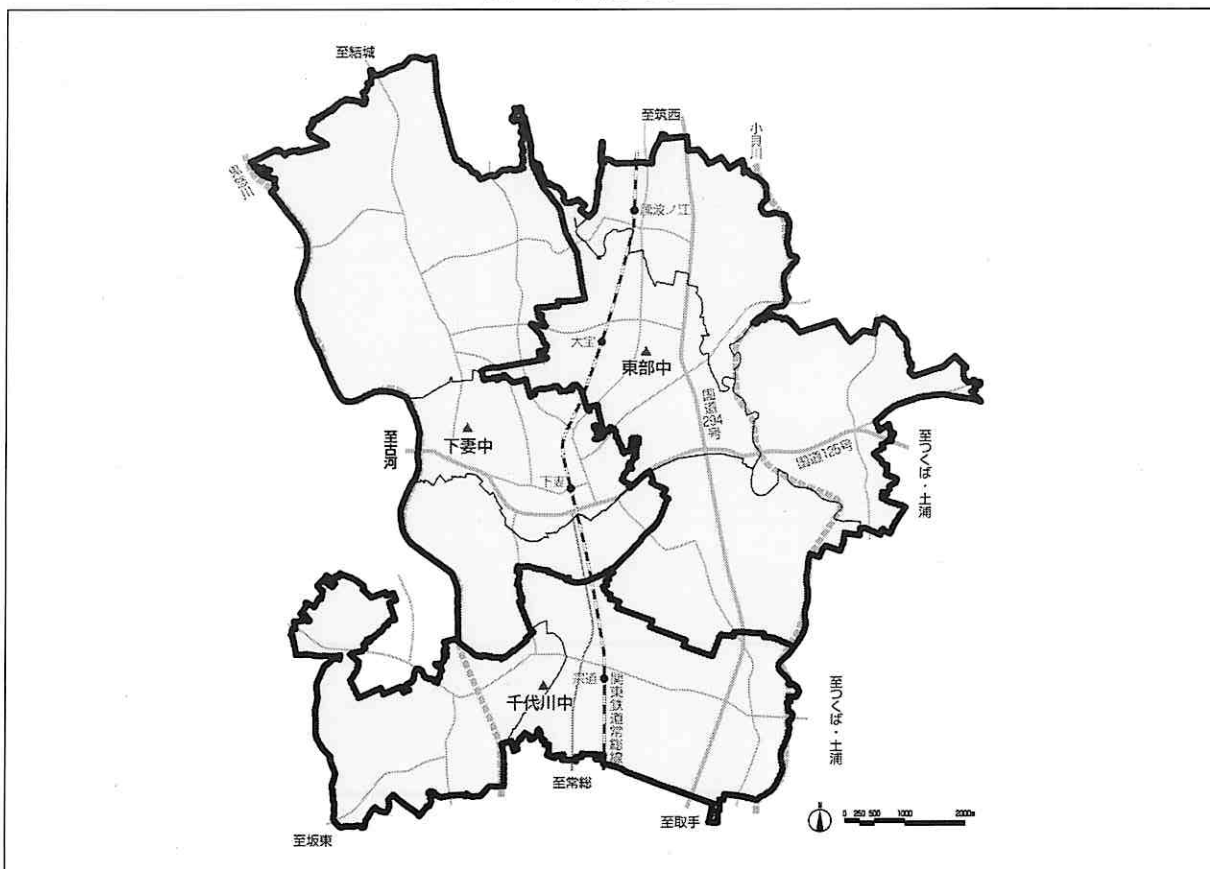
※停留所は年度により異なる。

出典：下妻市教育委員会

図：小学校区図



図：中学校区図



資料：市ホームページ「通学区域」

(5) 学校施設の現状把握（カルテ）

【小学校】

項目		備考				
施設名	下妻小学校（しもつましょうがっこう）					
所在地	下妻乙 386 番地					
普通教室数	24					
特別教室数	16					
校地面積	25,329 m ²					
運動場面積	15,876 m ²					内、借用 8,481 m ²
校舎延床面積	5,853 m ²					
施設※1	区分	建築年	構造	面積	耐震区分	補強済み等
	北校舎棟	S 53	R	2,610 m ²	旧基準	H 25 補強改修済
	南校舎棟	S 53	R	2,631 m ²	旧基準	H 26 補強改修済
	昇降口・渡り廊下棟	S 53	R	354 m ²	旧基準	補強不要
	屋内運動場	S 48	S	1,217 m ²	旧基準	H 22 補強改修済
施設写真		敷地図				

資料：教育委員会（令和5年度）
※1 下妻市立小学校施設の耐震診断結果一覧表（令和2年4月1日時点）

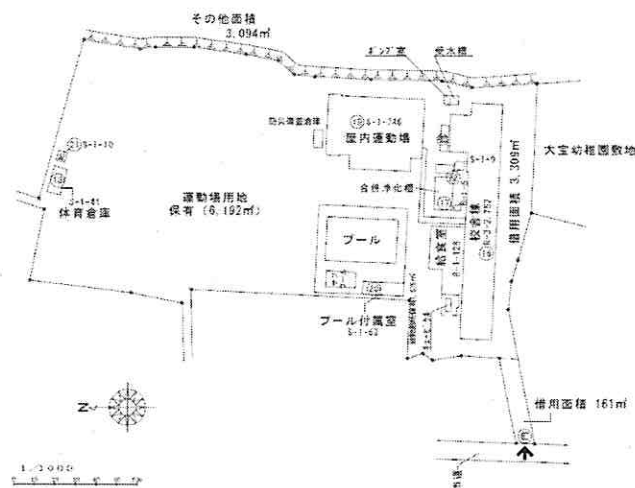
項目						備考
施設名	大宝小学校（だいほうしょうがっこう）					
所在地	大宝 625 番地					
普通教室数	15					
特別教室数	5					
校地面積	14, 331 m ²					
運動場面積	12, 756 m ²					内、実験実習地その他 3, 094 m ² 、借地 3, 470 m ²
校舎延床面積	2, 818 m ²					
施設※1	区分	建築年	構造	面積	耐震区分	補強済み等
	校舎棟	S 53	R	2, 752 m ²	旧基準	H24 補強改修済
	屋内運動場	S 57	S	746 m ²	新基準	耐震性有り

大宝城跡（国指定重要文化財）の史跡指定区域に含まれていることから、史跡を保存するため、建替えなどの工事を行う場合は文化財保護法で厳しい規制がかけられます。

施設写真



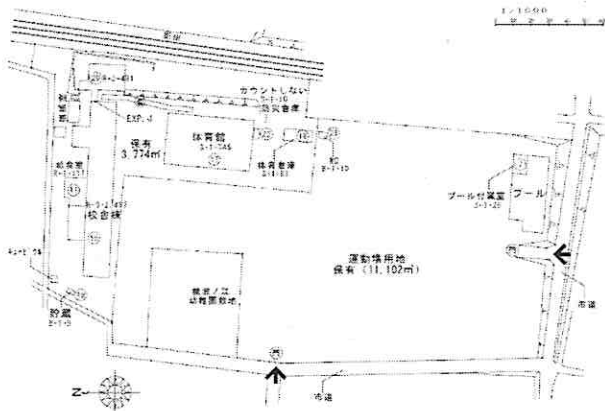
敷地図



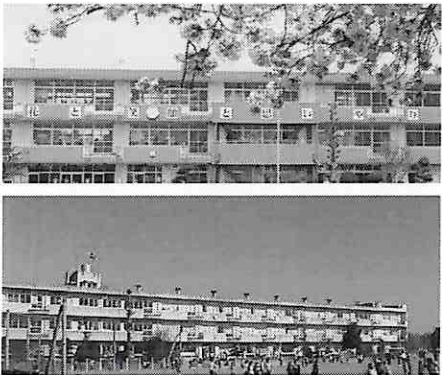
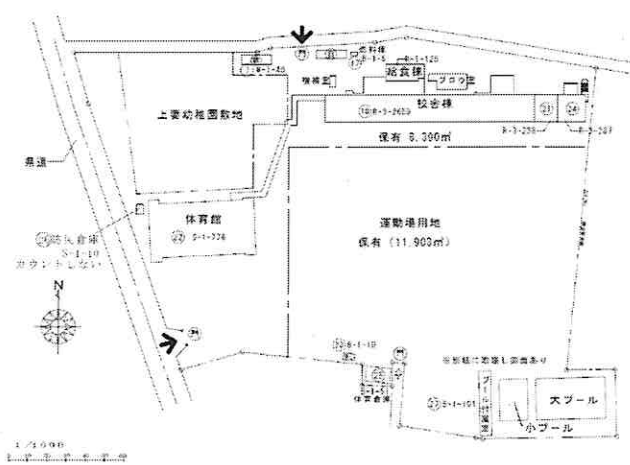
資料：教育委員会（令和5年度）

※1 下妻市立小学校施設の耐震診断結果一覧表（令和2年4月1日時点）

項目						備考
施設名	騰波ノ江小学校（とばのえしょうがっこう）					
所在地	若柳甲 644 番地					
普通教室数	9					
特別教室数	12					
校地面積	14,876 m ²					
運動場面積	11,102 m ²					
校舎延床面積	3,056 m ²					
施設※1	区分	建築年	構造	面積	耐震区分	補強済み等
	校舎棟	S 53	R	2,497 m ²	旧基準	H25 補強改修済
	校舎棟（増築）	S 60	R	481 m ²	新基準	耐震性有り
	屋内運動場	S 54	S	745 m ²	旧基準	H23 補強改修済

施設写真 	敷地図 
---	---

資料：教育委員会（令和5年度）
※1 下妻市立小学校施設の耐震診断結果一覧表（令和2年4月1日時点）

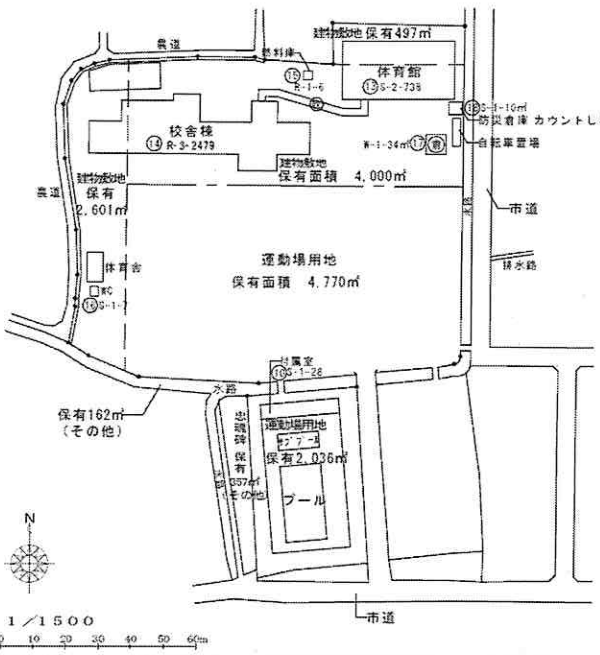
項目		備考				
施設名	上妻小学校（かみつましょうがっこう）					
所在地	半谷 426 番地					
普通教室数	19					
特別教室数	11					
校地面積	20,293 m ²					
運動場面積	11,903 m ²					
校舎延床面積	3,292 m ²					
施設※1	区分	建築年	構造	面積	耐震区分	補強済み等
	校舎棟（S55増築1を含む）	S52	R	2,675 m ²	旧基準	H26 補強改修済
		S55	R	238 m ²		
	校舎棟（増築2）	H1	R	287 m ²	新基準	耐震性有り
	屋内運動場	S56	S	776 m ²	旧基準	H23 補強改修済
施設写真		敷地図				
						

資料：教育委員会（令和5年度）

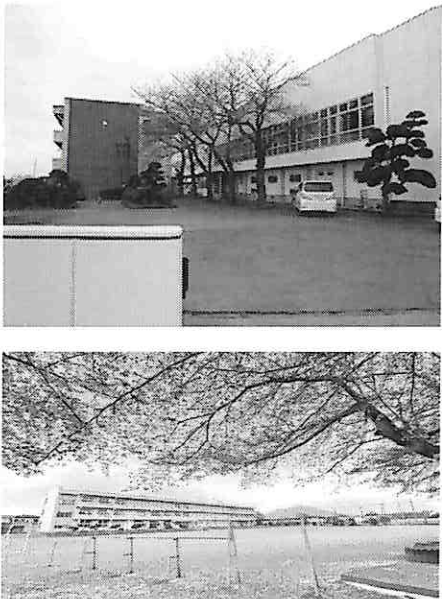
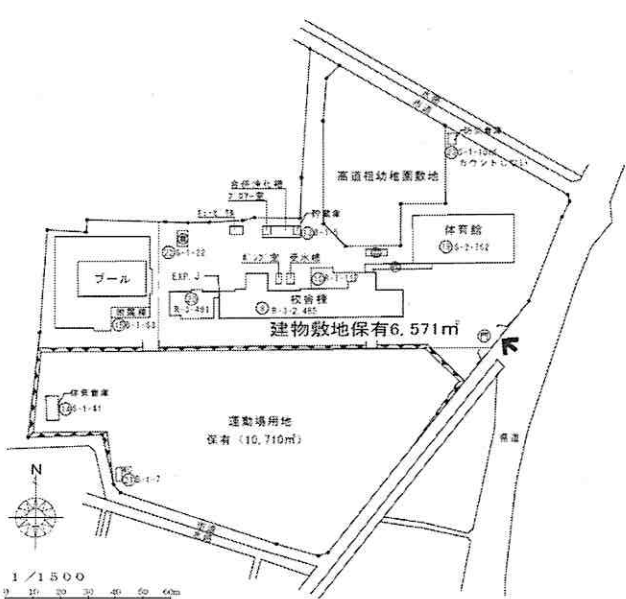
※1 下妻市立小学校施設の耐震診断結果一覧表（令和2年4月1日時点）

項目		備考				
施設名	総上小学校（ふさかみしょうがっこう）					
所在地	小島 1116 番地					
普通教室数	8					
特別教室数	11					
校地面積	12,614 m ²					
運動場面積	7,376 m ²					
校舎延床面積	2,819 m ²					
施設※1	区分	建築年	構造	面積	耐震区分	補強済み等
	校舎棟	S 58	R	2,746 m ²	新基準	耐震性有り
	屋内運動場	S 52	S	732 m ²	旧基準	H22 補強改修済
施設写真		敷地図				

資料：教育委員会（令和5年度）
※1 下妻市立小学校施設の耐震診断結果一覧表（令和2年4月1日時点）

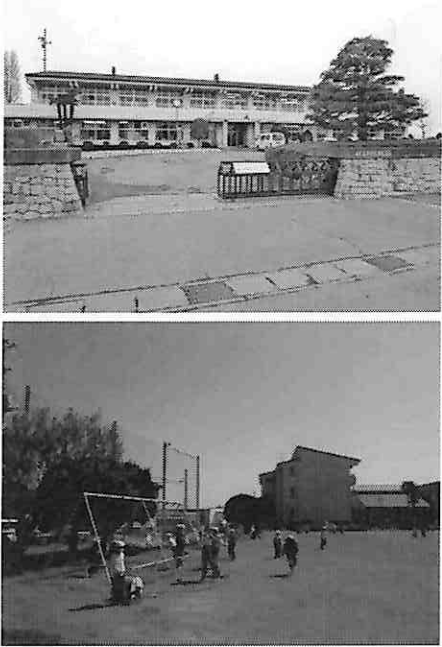
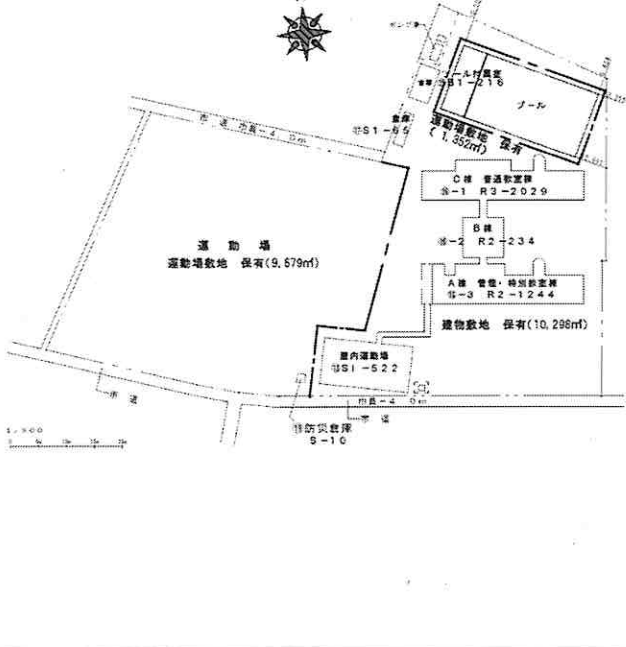
項目		備考				
施設名	豊加美小学校（とよかみしょうがっこう）					
所在地	加養 128 番地					
普通教室数	8					
特別教室数	8					
校地面積	14,423 m ²					
運動場面積	7,325 m ²					
校舎延床面積	2,527 m ²					
施設※1	区分	建築年	構造	面積	耐震区分	補強済み等
	校舎棟	S 58	R	2,479 m ²	新基準	耐震性有り
	屋内運動場	S 54	S	738 m ²	旧基準	H24 補強改修済
施設写真		敷地図				
						

資料：教育委員会（令和5年度）
※1 下妻市立小学校施設の耐震診断結果一覧表（令和2年4月1日時点）

項目		備考				
施設名	高道祖小学校（たかさいしょうがっこう）					
所在地	高道祖 2138 番地 1					
普通教室数	10					
特別教室数	9					
校地面積	18,937 m ²					
運動場面積	12,366 m ²					
校舎延床面積	3,053 m ²					
施設※1	区分	建築年	構造	面積	耐震区分	補強済み等
	校舎棟	S 54	R	2,485 m ²	旧基準	H26 補強改修済
	校舎棟（増築）	S 60	R	492 m ²	新基準	耐震性有り
	屋内運動場	S 57	S	752 m ²	新基準	耐震性有り
施設写真		敷地図				
						

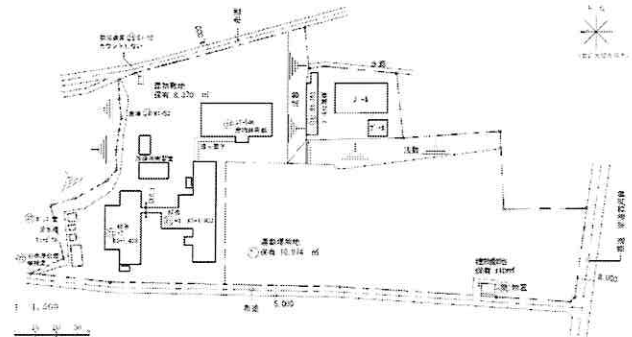
資料：教育委員会（令和5年度）

※1 下妻市立小学校施設の耐震診断結果一覧表（令和2年4月1日時点）

項目		備考				
施設名	宗道小学校（そうどうしょうがっこう）					
所在地	本宗道 120					
普通教室数	16					
特別教室数	11					
校地面積	21,329 m ²					
運動場面積	11,031 m ²					
校舎延床面積	3,573 m ²					
施設※1	区分	建築年	構造	面積	耐震区分	補強済み等
	北校舎棟	S 58	R	2,029 m ²	新基準	耐震性有り
	南校舎棟	S 58	R	1,244 m ²	新基準	耐震性有り
	昇降口・渡り廊下棟	S 58	R	234 m ²	新基準	耐震性有り
	屋内運動場	S 48	S	522 m ²	旧基準	H23 補強改修済
施設写真		敷地図				
						

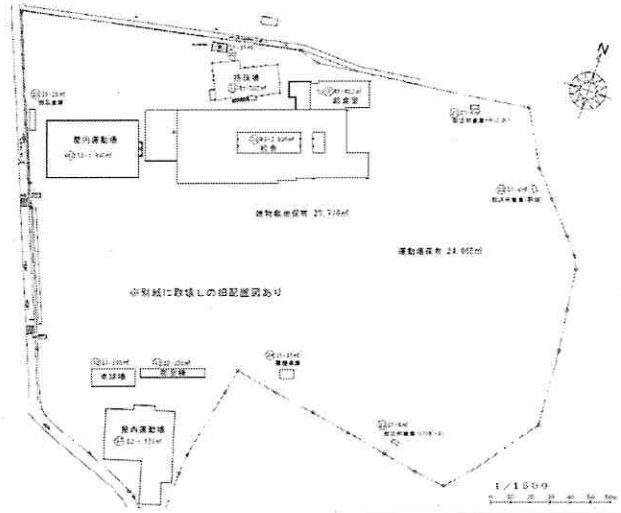
資料：教育委員会（令和5年度）

※1 下妻市立小学校施設の耐震診断結果一覧表（令和2年4月1日時点）

項目		備考				
施設名	大形小学校（おおがたしょうがっこう）					
所在地	別府 199					
普通教室数	8					
特別教室数	12					
校地面積	19,454 m ²					
運動場面積	10,974 m ²					
校舎延床面積	3,383 m ²					
施設※1	区分	建築年	構造	面積	耐震区分	補強済み等
	北校舎棟	S 55	R	1,429 m ²	旧基準	H16 補強改修済
	南校舎棟	S 55	R	1,903 m ²	旧基準	H16 補強改修済
	屋内運動場	S 49	S	546 m ²	旧基準	補強不要
施設写真			敷地図			
						

資料：教育委員会（令和5年度）

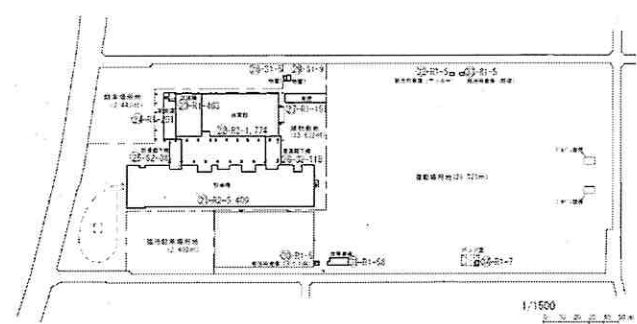
※1 下妻市立小学校施設の耐震診断結果一覧表（令和2年4月1日時点）

項目		備考				
施設名	下妻中学校（しもつまちゅうがっこう）					
所在地	長塚乙 38 番地 1					
普通教室数	22					
特別教室数	18					
校地面積	48,381 m ²					
運動場面積	24,665 m ²					
校舎延床面積	8,106 m ²					
施設※1	区分	建築年	構造	面積	耐震区分	補強済み等
	校舎棟	H30	R	7,881 m ²	新基準	耐震性有り
	部室棟	R1	S	330 m ²	新基準	耐震性有り
	卓球場	R1	S	206 m ²	新基準	耐震性有り
	屋内運動場 (第一)	S49	S	1,390 m ²	旧基準	H14 補強改修済
	屋内運動場 (第二)	S62	S	1,125 m ²	新基準	耐震性有り
	武道場	H3	R	503 m ²	新基準	耐震性有り
施設写真		敷地図				
						

資料：教育委員会（令和5年度）

※1 下妻市立小学校施設の耐震診断結果一覧表（令和2年4月1日時点）

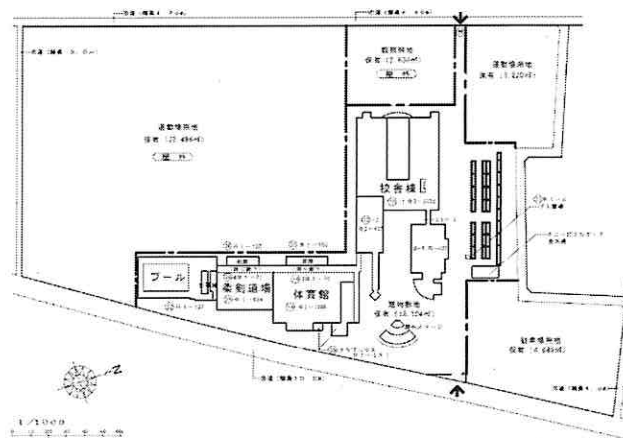
項目						備考
施設名	東部中学校（とうぶちゅうがっこう）					
所在地	大串 1279 番地					
普通教室数	16					
特別教室数	18					
校地面積	49,184 m ²					
運動場面積	35,562 m ²					
校舎延床面積	5,662 m ²					
施設※1	区分	建築年	構造	面積	耐震区分	補強済み等
	校舎棟	H24	R	5,342 m ²	新基準	耐震性有り
	東渡り廊下棟	H24	S	118 m ²	新基準	耐震性有り
	西渡り廊下棟	H24	S	38 m ²	新基準	耐震性有り
	体育館・武道場・給食室棟	H24	R	1,774 m ²	新基準	耐震性有り
		H24	R	463 m ²	新基準	
		H24	R	201 m ²	新基準	

施設写真	敷地図
	

資料：教育委員会（令和5年度）

※1 下妻市立小学校施設の耐震診断結果一覧表（令和2年4月1日時点）

項目						備考
施設名	千代川中学校（ちよかわちゅうがっこう）					
所在地	鎌庭 2777					
普通教室数	14					
特別教室数	17					
校地面積	51,099 m ²					
運動場面積	32,995 m ²					
校舎延床面積	4,826 m ²					
施設※1	区分	建築年	構造	面積	耐震区分	補強済み等
	普通教室棟	H11	R	3,120 m ²	新基準	耐震性有り
		H11	R	437 m ²		
	特別教室棟	H11	R	1,122 m ²	新基準	耐震性有り
	屋内運動場	H11	R	1,398 m ²	新基準	耐震性有り
施設写真			敷地図			



資料：教育委員会（令和5年度）
 ※1下妻市立小学校施設の耐震診断結果一覧表（令和2年4月1日時点）

(6) 児童生徒数及び学級数の見通し(推計)

①小学校における児童数及び学級数の見通しについて

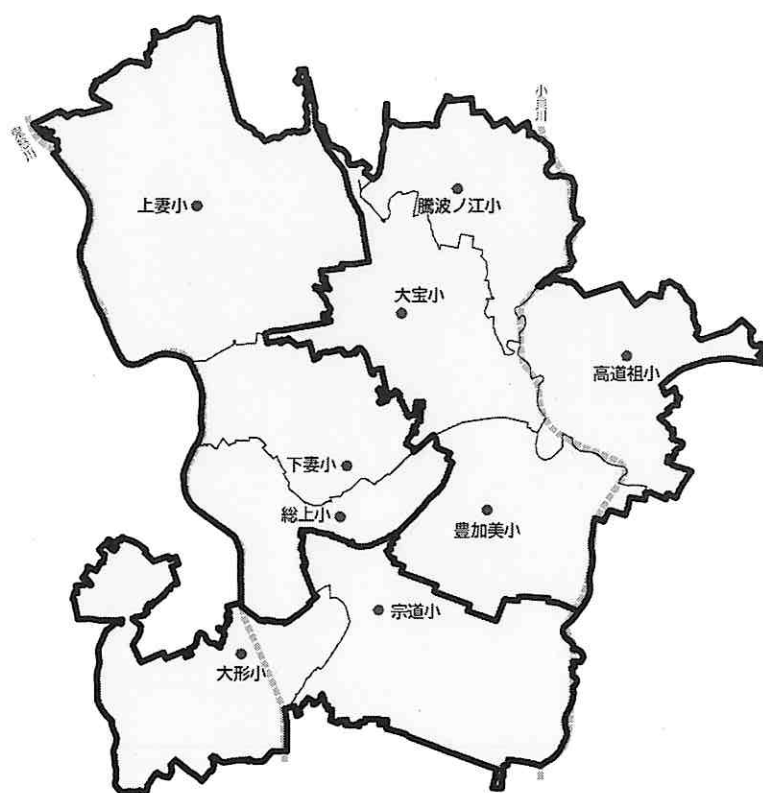
市全体の児童数は、2023年(令和5年)(実績)から2043年(令和25年)の20年間で40.8%(729人)減少する予測となっています。

1) 市全体における児童数の見通し



※令和5年(2023年)は実績

図：市全体児童数の見通し(2023年から2043年)



図：小学校区

2) 下妻中学校区における児童数及び学級数の見通し

総上小学校は現時点でクラス替えができない規模（1学年1学級）になっており、上妻小学校は2030年（令和12年）から、1学年1学級になることが予測されています。下妻小学校は、20年後の2043年（令和25年）時点においても適正規模を保っています。



※令和5年（2023年）は実績

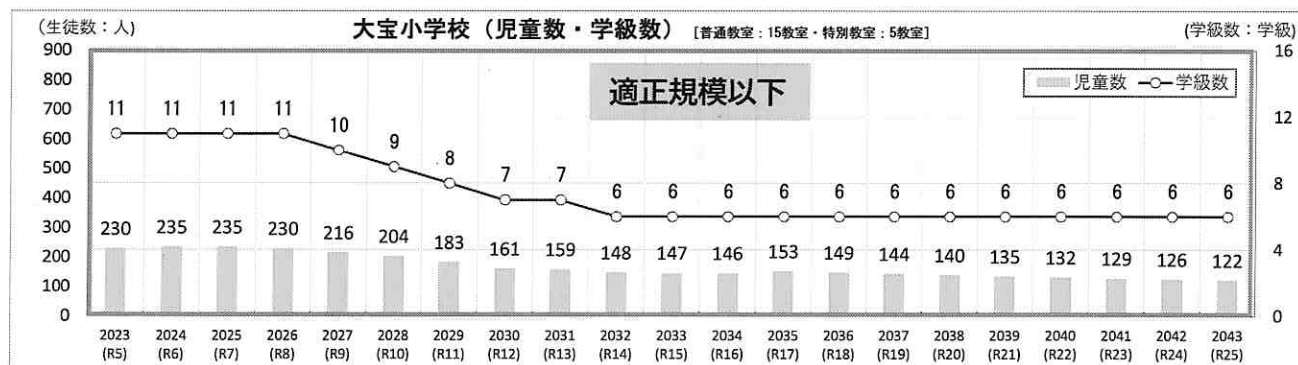
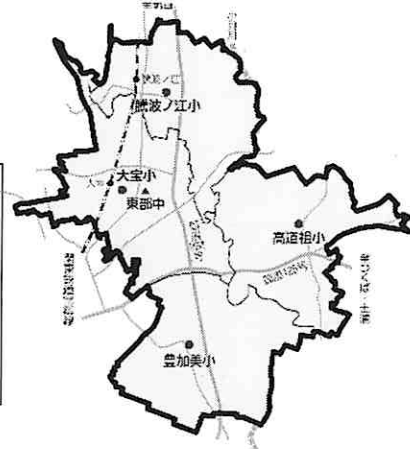
凡例：適正規模を下回る規模 ☐
統合の対象となる規模 ☐

[下妻市の小学校における統合基準]

- ・適正規模：1学年2学級以上、全体で12学級以上
- ・統合対象：複式学級の学校については3年をめどに統合の対象とする。その他の学校においては1学年平均15人以下または複式学級ができる年度に、統合の対象とする。

3) 東部中学校区における児童数及び学級数の見通し

騰波ノ江小学校、豊加美小学校、高道祖小学校の3校は現時点でクラス替えができない規模(1学年1学級)になっており、騰波ノ江小学校は2041年(令和23年)から複式学級が生じることが予測されています。また、大宝小学校においては、2032年(令和14年)に1学年1学級になることが予測されています。



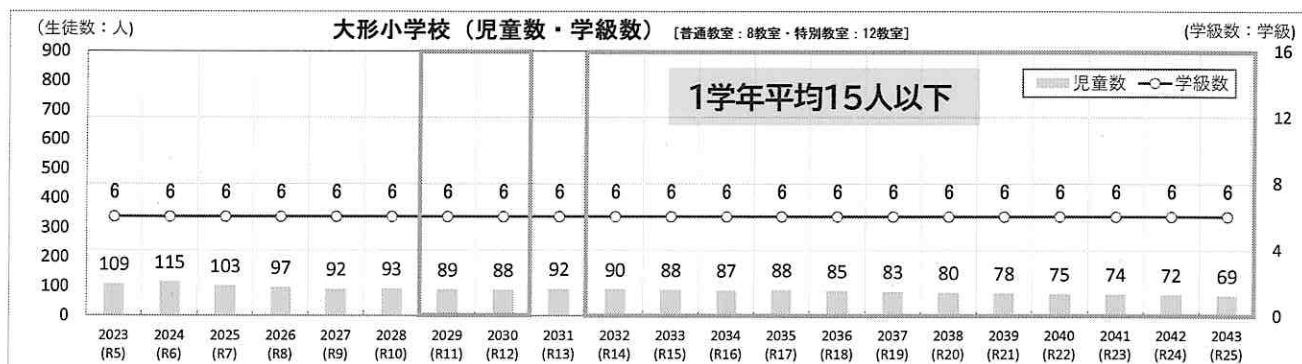
※令和5年(2023年)は実績

凡例: 適正規模を下回る規模
統合の対象となる規模

4) 千代川中学校区における児童数及び学級数の見通し

宗道小学校は2030年（令和12年）から1学年1学級の規模になることが予測されています。

大形小学校は現時点でクラス替えができない規模（1学年1学級）になっており、2029年（令和11年）に1学年平均15人を下回る規模となります。



※令和5年（2023年）は実績

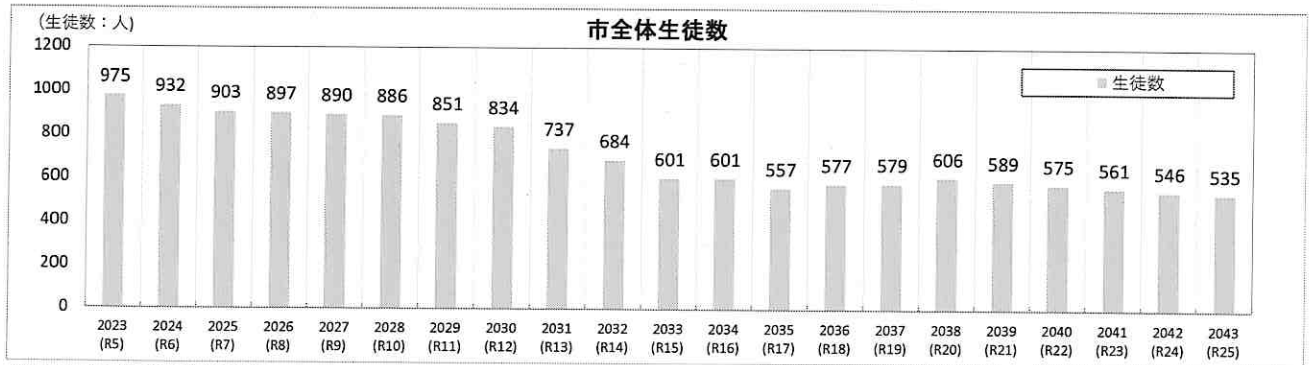
凡例：適正規模を下回る規模
統合の対象となる規模



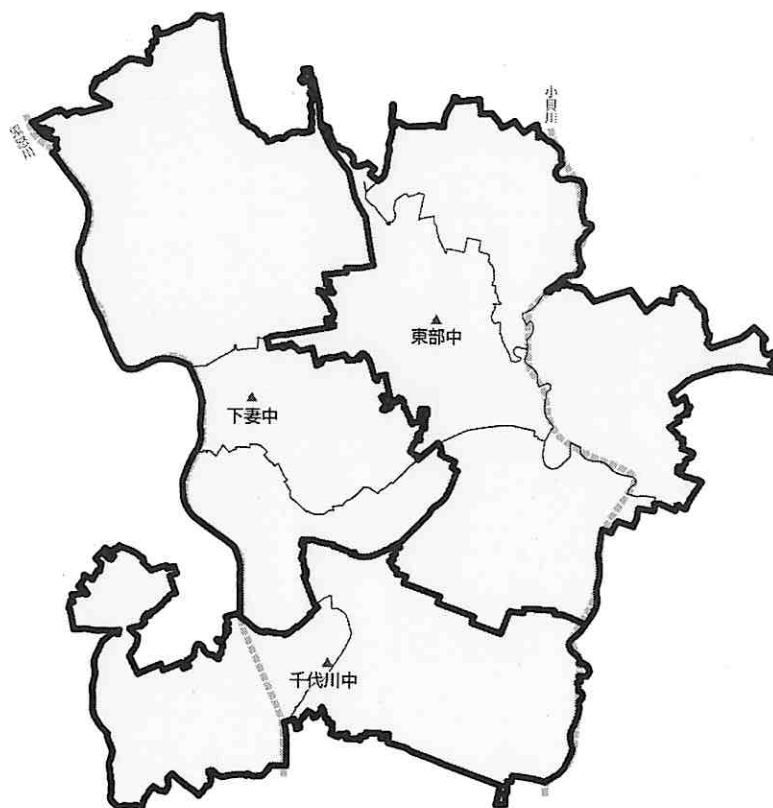
②中学校における生徒数及び学級数の見通しについて

市全体の生徒数は、2023年（令和5年）（実績）から2043年（令和25年）の20年間で45.2%（440人）減少する予測となっています。

1) 市全体における生徒数の見通し



図：市全体生徒数の見通し（2023年から2043年）



図：中学校区

2) 中学校ごと生徒数及び学級数の見通し

下妻中学校では、20年後の2043年（令和25年）時点で適正規模を維持しています。

一方、東部中学校では2029年（令和11年）に適正規模を下回ります。また、千代川中学校は既に適正規模を下回っており、2033年（令和15年）にはクラス替えができない規模（1学年1学級の単学級）になることが予測されます。



※令和5年（2023年）は実績

凡例：適正規模を下回る規模

[下妻市の中学校における統合基準]

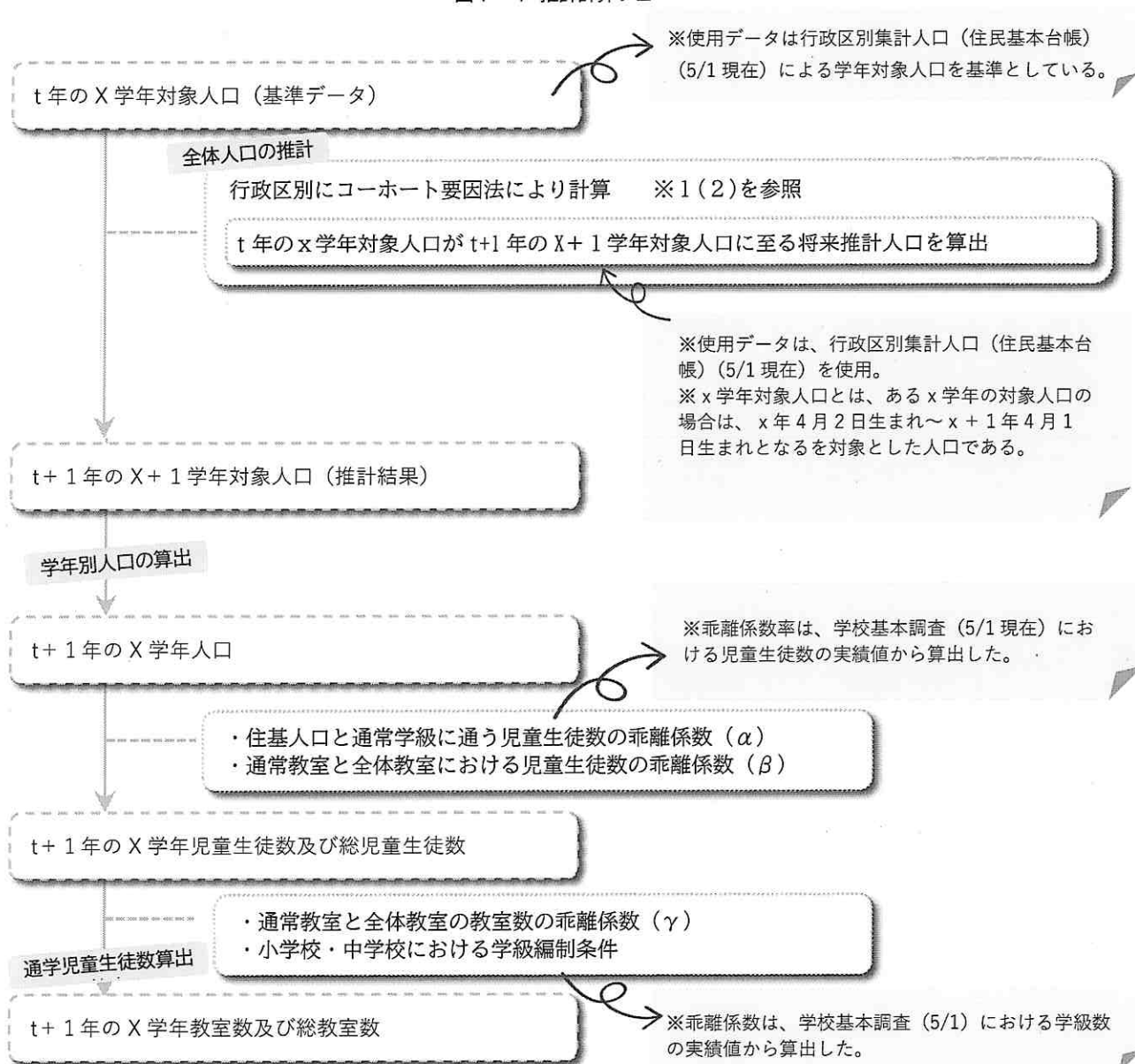
- ・ 適正規模：1学年3学級以上、全体で9学級以上
- ・ 統合対象：適正規模を下回った場合に改めて検討

①推計計算の流れ

1) 推計計算フロー

推計にあたっては、当該地域における居住者のうち公立小中学校に通っている人口を基準とするため、学校区別集計人口（住民基本台帳）の各対象学年に相当する人口を基準データとして用い、別に公表されている町丁目別集計人口（住民基本台帳）に基づきコーホート要因法により推計をした値の変化量を、基準データに乘じ、当該学校区の将来児童数・生徒数を求める方法により行いました。算出にあたっての計算フローを以下に示しました。

図1-1 推計計算フロー



【補足】係数 α について

統計人口と通常教室に通う生徒数の乖離係数 α については、原則的には、係数 α の平均値を乗じて計算しています。しかし、学校区という人口規模が小さいエリアを対象としていることから、年齢ごと（＝学年ごと）に住んでいる人と通学している実績との比率の差が大きく、推計年度が基準年度に近い範囲（実績値が影響する範囲）では、実績値との繋がり段階で乖離が出てしまいます。そのため、 α の値の適用にあたっては直近推計と長期推計で当てはめ方法を変えています。

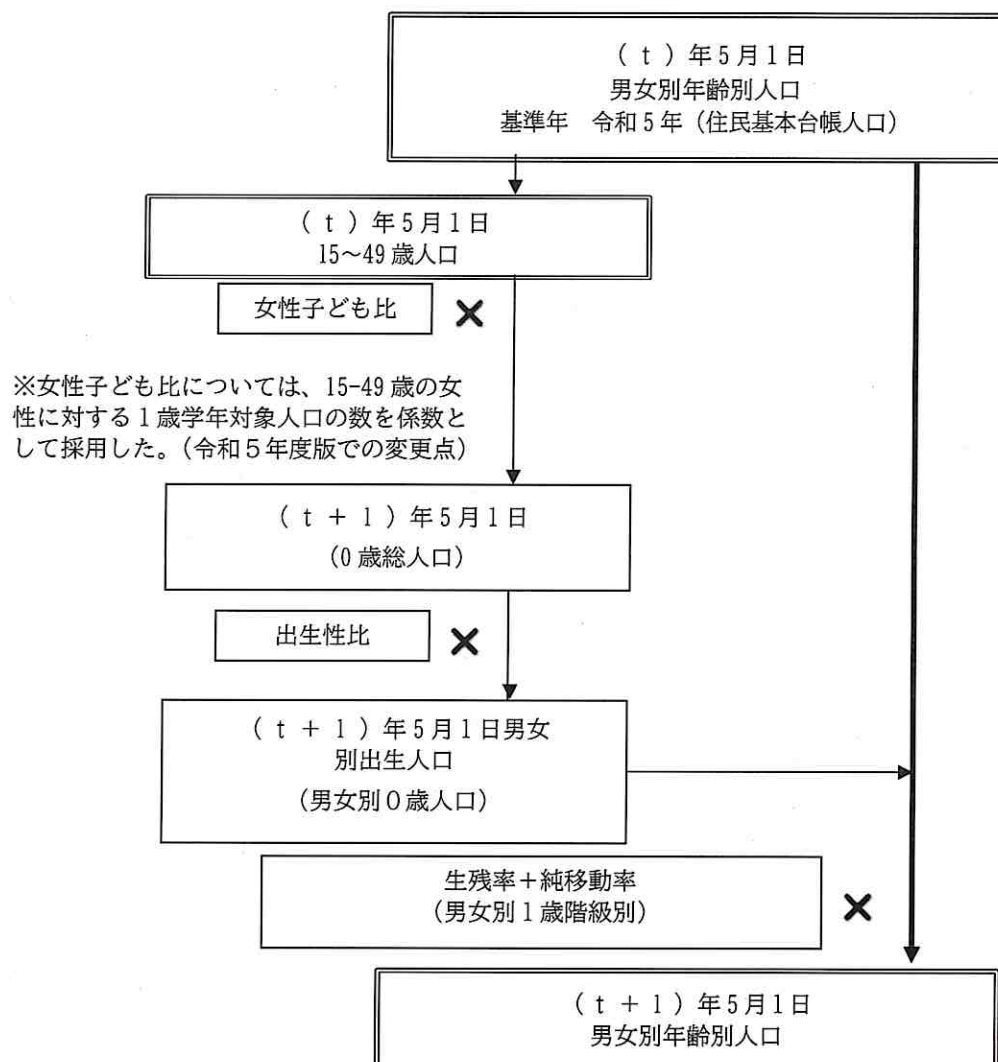
【直近推計の例】 R 6 年の中学 1 年・R 7 年の中学 2 年・R 8 年の中学 3 年の推計の場合
実績値の R 5 「11 歳」の通常学級生徒出現係数（ α ）を適用して計算

【長期推計の例】 R 12 年の中学 1 年・R 13 年の中学 2 年・R 14 年の中学 3 年
実績値の R 5 年の通常学級生徒出現係数（ α ）の平均値を適用して計算

2) コーホート要因法を用いた当該地域全体の将来推計人口の計算フロー

当該地域全体の将来推計人口の計算にあたっては、人口推計手法の最も一般的な方法であるコーホート要因法に基づき計算を行いました。

図 1-2 コーホート要因法に基づく計算フロー



3) 推計にあたっての基準データ

(1)(2)のフローに基づき推計計算を行います。基準となるデータの出所や推計期間など推計計算に関する諸元を下記に整理しました。

表1-1 推計期間及び各種基準データ

推計期間等	【推計期間】 2024（令和6）年から2043（令和25）年まで（各年で推計） ※参考値として2053（令和35）年を追加
推計方法	【推計手法】 （当該地域全体の年齢別人口推計） コーホート要因法（大字別・男女別・1歳階級別推計） （児童生徒数推計） 上記年齢別人口推計を用い、過去の実績値より通学児童生徒数を求める方法による（学級数推計） 上記児童生徒数推計を用い、過去の実績値から学級数を求める方法による
（コーホート要因法による推計計算における各種基準データ）	
基準年人口	【基準データ】 各年5月1日現在住民基本台帳人口を利用 2016（平成28）年5月1日～2023（令和5）年 大字別男女別1歳階級人口（0歳～100歳まで） 【解説】 将来人口の推計をする際の基準年の人口を示す。
女性子ども比	【基準データ】 各年実績値（1歳学年人口と15-49歳女性人口の比）を利用 【解説】 出生率の代替指標として用いられる指標として多く用いられる。
出生性比	【基準データ】 各年実績値を利用 【解説】 0歳人口の出生人口の男女比
生残率	【基準データ】 平成22年・平成27年・令和2年市区町村別生命表（厚生労働省）を利用 【解説】 各年齢の人口が生き残る割合を示す。
純移動率	【基準データ】 各年実績値及び生残率を利用 【解説】 その年齢集団の一定の期間内の社会的移動（転入・転出）の率を表す。封鎖人口（転出入が一切なく生残率のみで規定されると仮定した理論上の人口）と実際人口との差から求める。

(7) 市民意向及び対象者意向調査の結果

①調査の目的

本調査は、「下妻市立小中学校適正規模適正配置基本計画」の策定や整備方針の決定の際の基礎資料として活用するために実施した。

②調査実施概要

1) アンケート調査項目

- ・学校の適正規模適正配置について …小中学校の学校規模、存続させるべき学校規模
- ・学校の通学条件・教育条件について …通学距離、通学時間、通学条件
- ・小中一貫教育について …義務教育学校・小中一貫教育の導入について

2) 調査対象

- ・市民 市内在住の20歳以上の男女 3,000人
- ・市立小中学校の保護者

市立小中学生の保護者 2,094人※1

※1 全児童生徒(3,042人)に配布し、保護者が回答(1世帯1票で集計)しています(世帯数:令和6年1月17日時点)。

- ・就学前児童の保護者

就学前児童の保護者 726人※2

※2 対象者抽出方法

- ・児童生徒のいる世帯は除いている
- ・就学前児童の兄妹がいる場合は1世帯1通として郵送している

3) 調査方法

- ・市民

郵送によりQRコード付き調査票を配布し、票(紙)とインターネットを通じて回収

- ・市立小中学校の保護者

学校を通じてQRコード付き依頼文を配布し、インターネットを通じて回収

- ・就学前児童の保護者

郵送によりQRコード付き依頼文を配布し、インターネットを通じて回収

4) 調査期間

令和5年11月24日(日)～令和5年12月19日(火)

③配布・回収状況

	①市民	②市立小中学校 の保護者	③就学前児童 の保護者	全体 (①～③の合計)
配付数(票)	3,000人	2,094人	726人	5,820人
回収数(票)※	700人	1,179人	164人	2,043人
有効回収率	23.3%	56.3%	22.6%	35.1%

※市民無回答票(1票)を除く。

④アンケート調査結果

アンケート調査結果については、「市民」と「市立小中学校の保護者」、「就学前児童の保護者」の結果をまとめた全体の結果としてまとめています。

1) アンケート調査結果

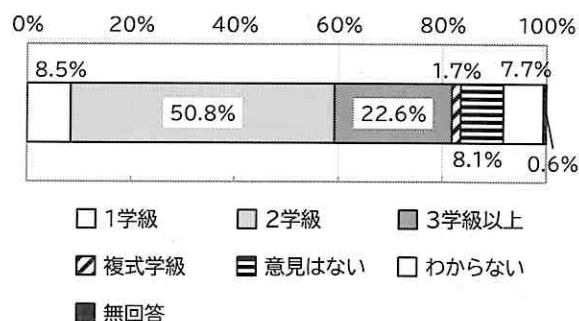
I 学校の適正規模適正配置について

1 あなたのお住まいの地区の学校の規模について

問1. 小学校の各学年の規模は、どの程度が望ましいか(単一回答)

「2学級」が50.8%で最も多く、次いで「3学級以上」が22.6%などとなっています。
対象者ごとの結果については、小学校の保護者で、市民・未就学の保護者と比較して最多回答の「2学級」の割合が若干低く、2番目に多い回答では「3学級以上」が高くなっています。
前回アンケート結果では、「2学級」、「2学級～3学級」が最も多く、次いで「3学級」、「1学級」などとなっています。特に小学校の保護者において「2学級～3学級」で8割以上と高い割合となっています。

項目順		票数	%
1	1学級	173	8.5%
2	2学級	1,037	50.8%
3	3学級以上	462	22.6%
4	複式学級	35	1.7%
5	意見はない	166	8.1%
6	わからない	158	7.7%
	無回答	12	0.6%
	合計	2,043	100.0%



※「国・県・市の学校の適正規模の範囲」についてP51のI-1にお示ししています。

□各対象者ごとのアンケート結果(上位抜粋)

1学年あたりの学級数

	対象者	最多回答	2番目に多い回答
1	市民	2学級 (55.6%)	3学級以上 (16.7%)
2	小中学校の保護者	2学級 (47.2%)	3学級以上 (26.5%)
3	就学前児童の保護者	2学級 (55.5%)	3学級以上 (19.5%)

□参考：前回アンケート結果（「学校統廃合についてのアンケート実施結果」平成22年5月実施）

1学年あたりの学級数

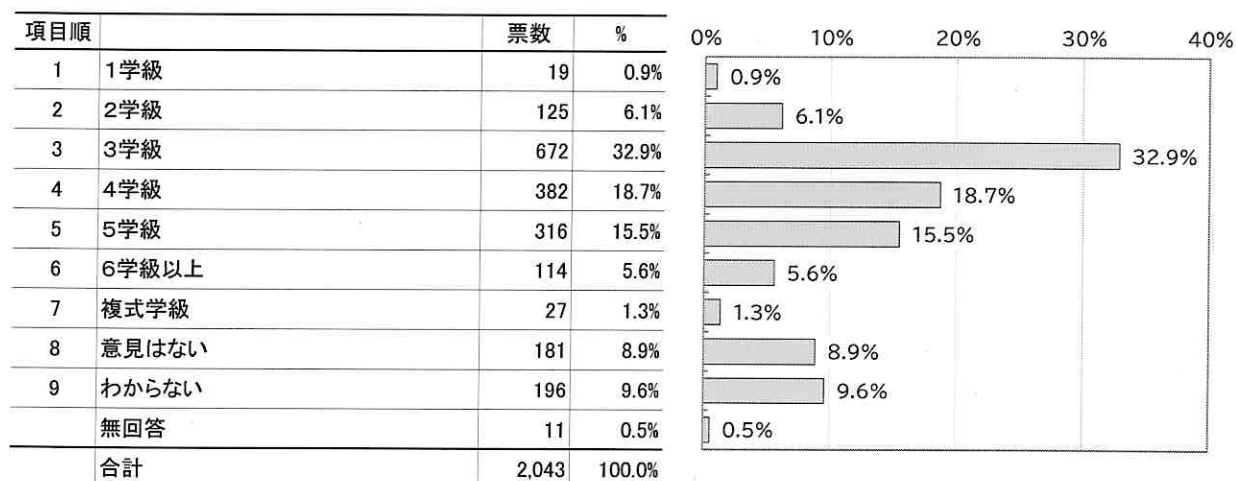
	対象者	最多回答	2番目に多い回答
1	市民（自治区長）	2学級 (42.5%)	3学級 (42.2%)
2	小学校教員	2クラス (53.3%)	3クラス (32.6%)
3	小学校児童	2～3クラス (44.0%)	1クラス (38.8%)
4	小学校保護者	2～3学級 (81.4%)	1学級 (10.2%)

問2. 中学校の各学年の規模は、どの程度が望ましいか(単一回答)

「3学級」が32.9%で最も多く、次いで「4学級」が18.7%、「5学級」が15.5%などとなっています。

対象者ごとの結果については、小学校の保護者で、市民・未就学の保護者と比較して最多回答の「3学級」の割合が約1割低くなっており、2番目に多い回答は「5学級」となっています。

前回のアンケート結果では、「4～6学級」が最多回答となっています。特に中学生の保護者「59.3%」と市民と生徒と比べて1割ほど高くなっていました。



※「国・県・市の学校の適正規模の範囲」についてP51のI-1にお示ししています。

□対象者ごとのアンケート結果(上位抜粋)

1学年あたりの学級数

	対象者	最多回答	2番目に多い回答
1	市民	3学級 (38.1%)	4学級 (17.6%)
2	小中学校の保護者	3学級 (28.8%)	5学級 (19.3%)
3	就学前児童の保護者	3学級 (39.6%)	4学級 (21.3%)

□参考：前回アンケート結果（「学校統廃合についてのアンケート実施結果」平成22年5月実施）

1学年あたりの学級数

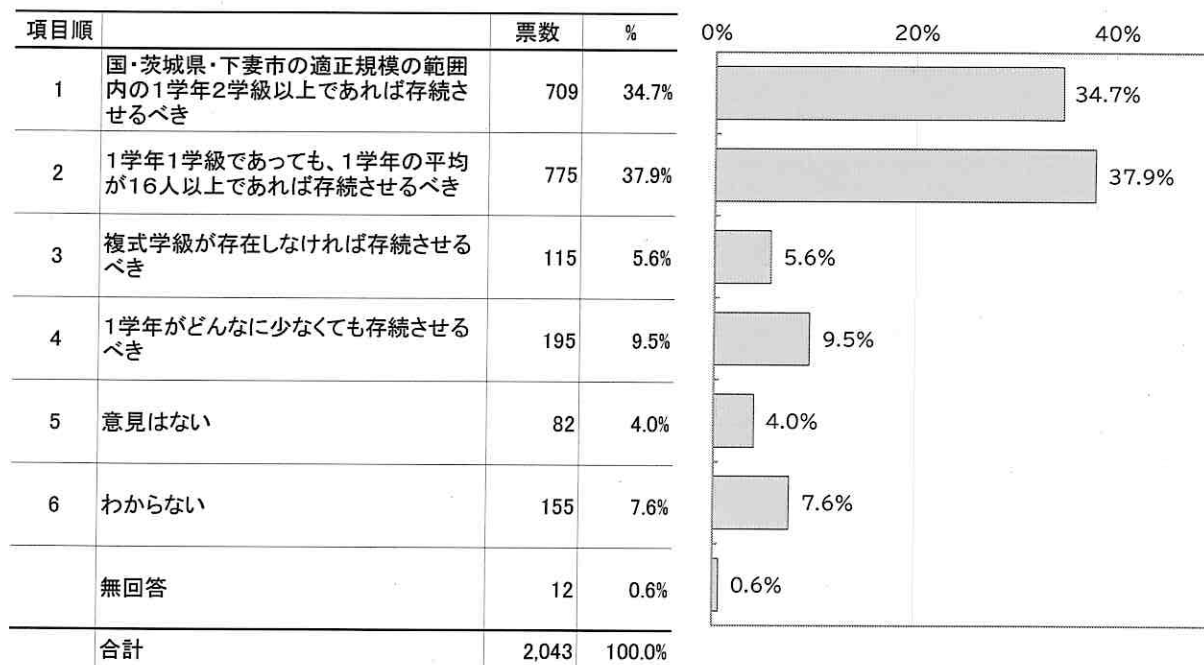
	対象者	最多回答	2番目に多い回答
1	市民（自治区長）	4学級 (42.5%)	5学級以上 (29.6%)
2	中学校生徒	4～6学級 (49.5%)	2～3学級 (37.6%)
3	中学校保護者	4～6学級 (59.3%)	2～3学級 (29.7%)

2 あなたのお住いの地区の学校の存続について

問3. 小学校は、各学年の規模がどの程度であれば存続させるべきか(単一回答)

「1学年1学級であっても、1学年の平均が16人以上であれば存続させるべき」が37.9%で最も多く、次いで「国・茨城県・下妻市の適正規模の範囲内の1学年2学級以上であれば存続させるべき」が34.7%、「どんなに少数でも存続させるべき」9.5%、「複式学級が存在しなければ存続」5.6%などとなっています。

対象者ごとの結果についても大きな傾向は変わりありません。



※「複式学級を編制する児童生徒数の標準」についてP48のI-2にお示ししています。

※「国・県・市の学校の統合基準」についてP48のI-3にお示ししています。

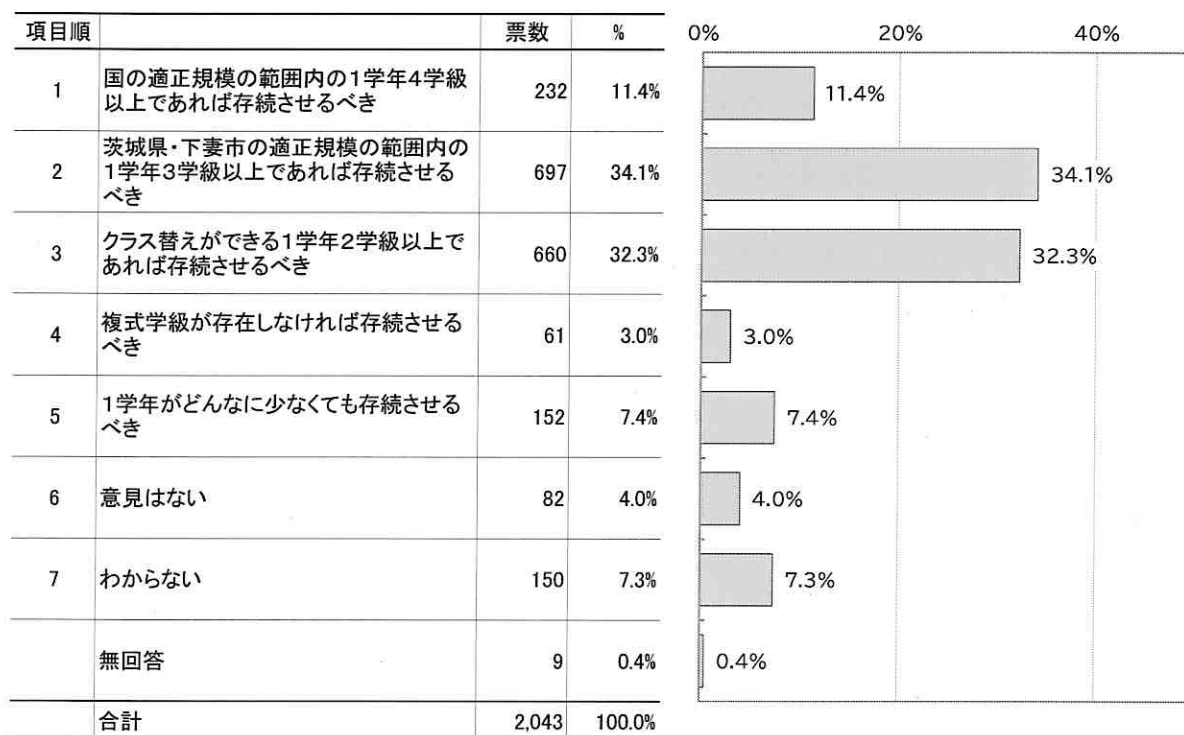
□対象者ごとのアンケート結果(上位抜粋)

・小学校の存続規模

	対象者	最多回答	2番目に多い回答
1	市民	国・茨城県・下妻市の適正規模の範囲内の1学年2学級以上であれば存続させるべき (36.1%)	1学年1学級であっても、1学年の平均が16人以上であれば存続させるべき (34.9%)
2	小中学校の保護者	1学年1学級であっても、1学年の平均が16人以上であれば存続させるべき (39.8%)	国・茨城県・下妻市の適正規模の範囲内の1学年2学級以上であれば存続させるべき (33.6%)
3	就学前児童の保護者	1学年1学級であっても、1学年の平均が16人以上であれば存続させるべき (37.8%)	国・茨城県・下妻市の適正規模の範囲内の1学年2学級以上であれば存続させるべき (36.6%)

問4. 中学校は、各学年の規模がどの程度であれば存続させるべきか(単一回答)

「国・茨城県・下妻市の適正規模の範囲内の1学年3学級以上であれば存続させるべき」が34.1%で最も多く、次いで「クラス替えができる1学年2学級以上であれば存続させるべき」が32.3%、「国の適正規模の範囲内の1学年4学級以上であれば存続させるべき」が11.4%、「1学年がどんなに少なくても存続させるべき」が7.4%などとなっています。
対象者ごとの結果についても大きな傾向は変わりありません。



※「複式学級を編制する児童生徒数の標準」についてP48のI-2にお示ししています。

※「国・県・市の学校の統合基準」についてP48のI-3にお示ししています。

□対象者ごとのアンケート結果(上位抜粋)

・中学校の存続規模

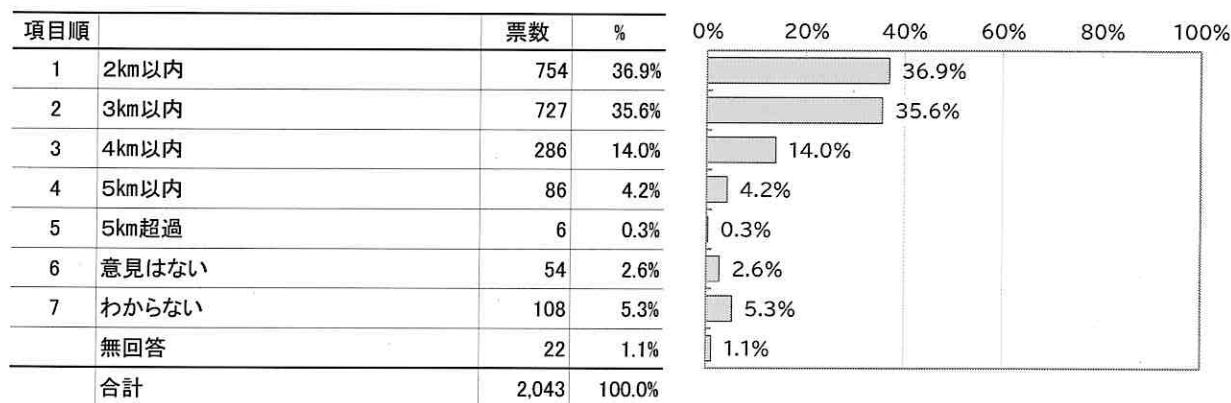
	対象者	最多回答	2番目に多い回答
1	市民	茨城県・下妻市の適正規模の範囲内の1学年3学級以上であれば存続させるべき (37.0%)	クラス替えができる1学年2学級以上であれば存続させるべき (30.9%)
2	小中学校の保護者	茨城県・下妻市の適正規模の範囲内の1学年3学級以上であれば存続させるべき (32.6%) クラス替えができる1学年2学級以上であれば存続させるべき (32.6%)	
3	就学前児童の保護者	クラス替えができる1学年2学級以上であれば存続させるべき (36.6%)	茨城県・下妻市の適正規模の範囲内の1学年3学級以上であれば存続させるべき (32.9%)

Ⅱ 学校の通学条件・教育条件について

3 あなたのお住いの地区の学校が現在と異なる場所に移転した場合について

問5. 小学校に徒歩で通学する場合の通学距離は、最大で何kmまで可能か(単一回答)

「2km以内」が36.9%で最も多く、次いで「3km以内」が35.6%、「4km以内」が14.0%などとなっています。対象者ごとの結果についても同様の結果となっています。



※「国の通学距離の基準」についてP49のⅡ-1にお示しています。

□対象者ごとのアンケート結果(上位抜粋)

	対象者	最多回答	2番目に多い回答
1	市民	3km以内 (36.4%)	2km以内 (29.0%)
2	小中学校の保護者	2km以内 (41.8%)	3km以内 (35.1%)
3	就学前児童の保護者	3km以内 (35.4%) 2km以内 (35.4%)	

□参考1：前回アンケート結果(「学校統廃合についてのアンケート実施結果」平成22年5月実施)
通学時間(徒歩の場合)

	対象者	最多回答	2番目に多い回答
1	小学校教員	30分以内 (78.6%)	15分以内 (10.2%) 45分以内 (10.2%)
2	小学校保護者	30分以内 (64.6%)	15分以内 (26.3%)
3	中学校保護者	30分以内 (57.7%)	15分以内 (37.9%)

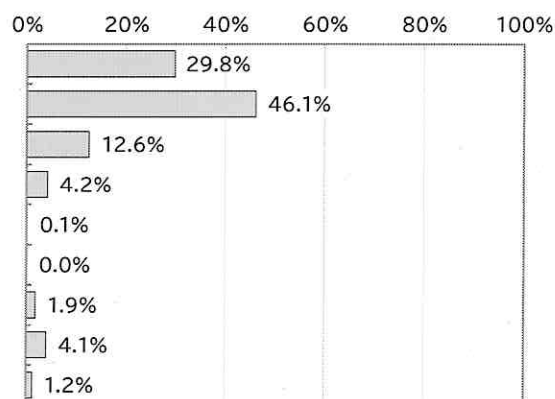
※徒歩1分を80m相当として計算すると(30分=2.3km程度)

(不動産の表示に関する公正競争規約 規約第15条4号)。

問6. 小学校スクールバスが運行されることになった場合の通学時間は、バスの乗降場所への移動時間を含め、最大で何分まで可能か(単一回答)

「30 分以内」が 46.1%で最も多く、次いで「15 分以内」が 29.8%、「45 分以内」が 12.6%などとなっています。対象者ごとの結果についても同様の結果となっています。
前回アンケート結果においても 30 分以内(徒歩による通学時間)が最も多くなっています。

項目順		票数	%
1	15分以内	609	29.8%
2	30分以内	942	46.1%
3	45分以内	257	12.6%
4	60分以内	86	4.2%
5	90分以内	3	0.1%
6	90分超過	0	0.0%
7	意見はない	38	1.9%
8	わからない	83	4.1%
	無回答	25	1.2%
	合計	2,043	100.0%



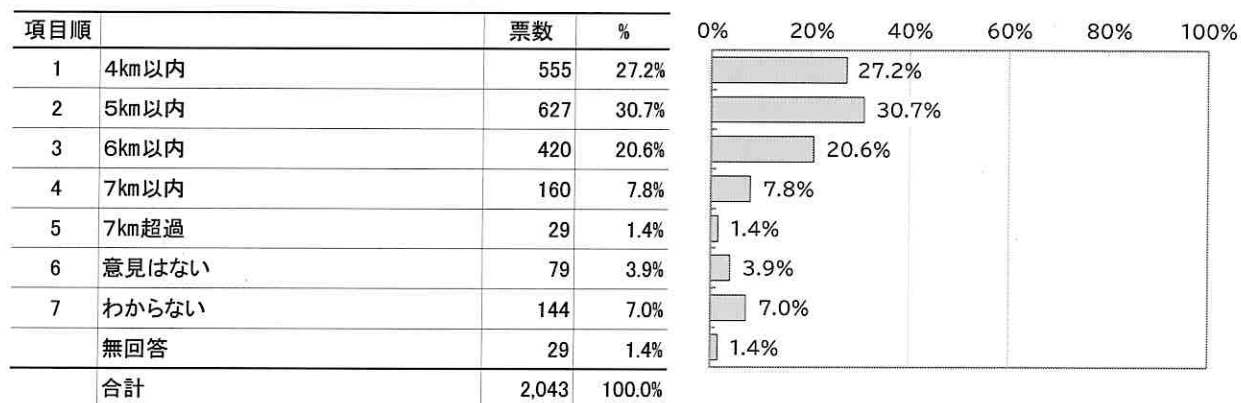
□対象者ごとのアンケート結果(上位抜粋)

	対象者	最多回答	2 番目に多い回答
1	市民	30 分以内 (47.3%)	15 分以内 (20.7%)
2	小中学校の保護者	30 分以内 (44.6%)	15 分以内 (34.8%)
3	就学前児童の保護者	30 分以内 (51.8%)	15 分以内 (32.9%)

問7. 中学校に自転車で通学する場合の通学距離は、最大で何kmまで可能か(単一回答)

「5 km以内」が30.7%で最も多く、次いで「4 km以内」が27.2%、「6 km以内」が20.6%、「7 km以内」が7.8%などとなっています。

対象者ごとの結果においても同様の結果となっています。



※「国の通学距離の基準」についてP49のⅡ－1にお示ししています。

□対象者ごとのアンケート結果(上位抜粋)

	対象者	最多回答	2 番目に多い回答
1	市民	5 k m以内 (27.0%)	6 k m以内 (26.7%)
2	小中学校の保護者	5 k m以内 (32.7%)	4 k m以内 (29.8%)
3	就学前児童の保護者	5 k m以内 (31.7%)	6 k m以内 (28.7%)

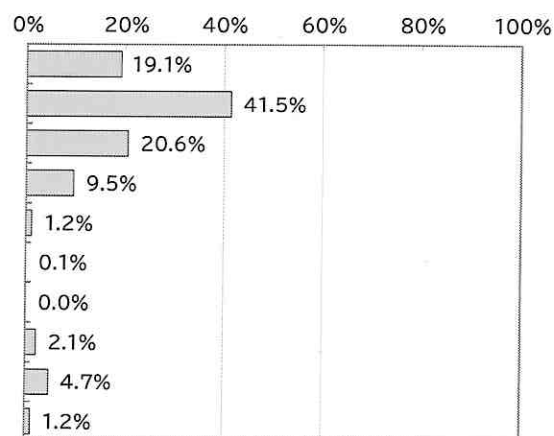
問8. 中学校スクールバスが運行されることになった場合の通学時間は、バスの乗降場所への移動時間を含め、最大で何分まで可能か(単一回答)

「30分以内」が41.5%で最も多く、次いで「45分以内」が20.6%、「15分以内」が19.1%などとなっています。

対象者ごとの結果においても同様の結果となっています。

前回アンケート(生徒のみの回答)結果では、15分以内が49.0%で最も多く、次いで30分以内が31.4%となっています。

項目順		票数	%
1	15分以内	391	19.1%
2	30分以内	847	41.5%
3	45分以内	420	20.6%
4	60分以内	195	9.5%
5	90分以内	24	1.2%
6	120分以内	2	0.1%
7	120分超過	0	0.0%
8	意見はない	43	2.1%
9	わからない	97	4.7%
	無回答	24	1.2%
	合計	2,043	100.0%



□対象者ごとのアンケート結果(上位抜粋)

	対象者	最多回答	2番目に多い回答
1	市民	30分以内 (36.3%)	45分以内 (25.4%)
2	小中学校の保護者	30分以内 (43.4%)	15分以内 (22.9%)
3	就学前児童の保護者	30分以内 (49.4%)	15分以内 (22.0%)

□参考：前回アンケート結果(「学校統廃合についてのアンケート実施結果」平成22年5月実施)
・通学時間

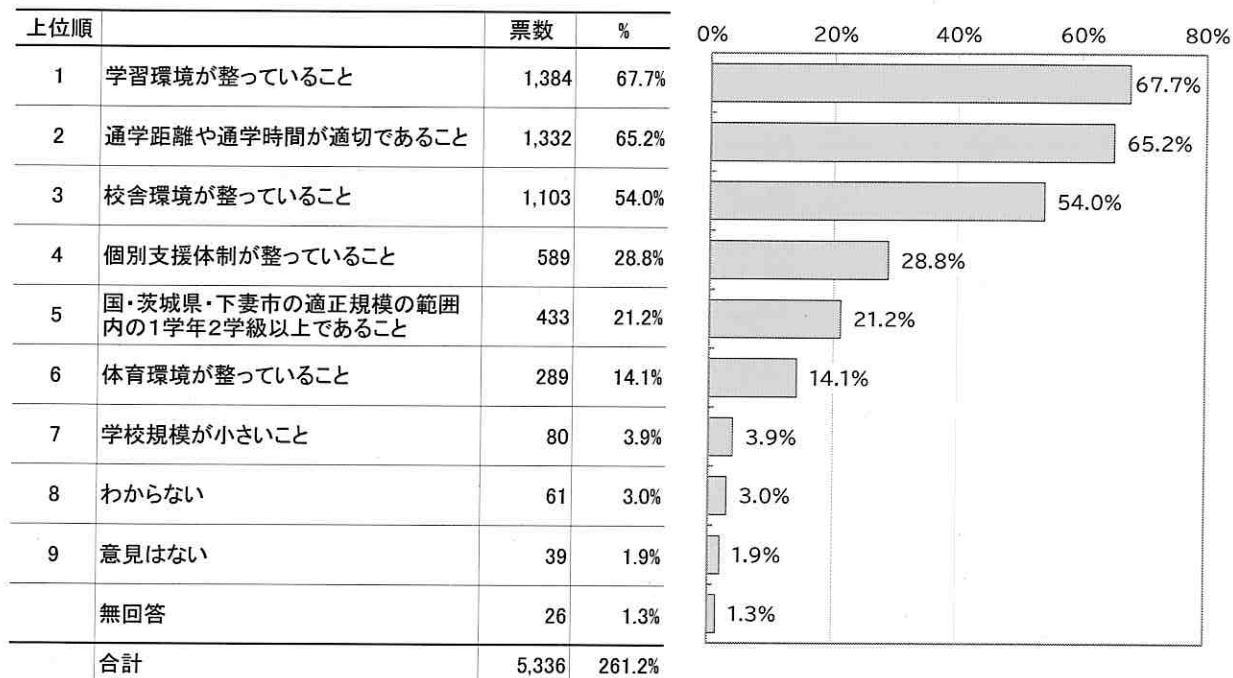
	対象者	最多回答	2番目に多い回答
1	中学生生徒	15分以内 (49.0%)	30分以内 (31.4%)

4 あなたのお住いの地区の学校の通学条件や教育条件について

問9. 小学校において特に重要と考える教育条件や通学条件について(複数回答)

「学習環境が整っていること」が67.7%で最も多く、次いで「通学距離や通学時間が適切であること」が65.2%、「校舎環境が整っていること」が54.0%、「個別支援体制が整っていること」が28.8%、「国・茨城県・下妻市の適正規模の範囲内の1学年2学級以上であること」が21.2%などとなっています。

対象者ごとの結果においても同様の結果となっています。



※「教育条件・通学条件の具体例」について P49 のⅡ-2 にお示ししています。

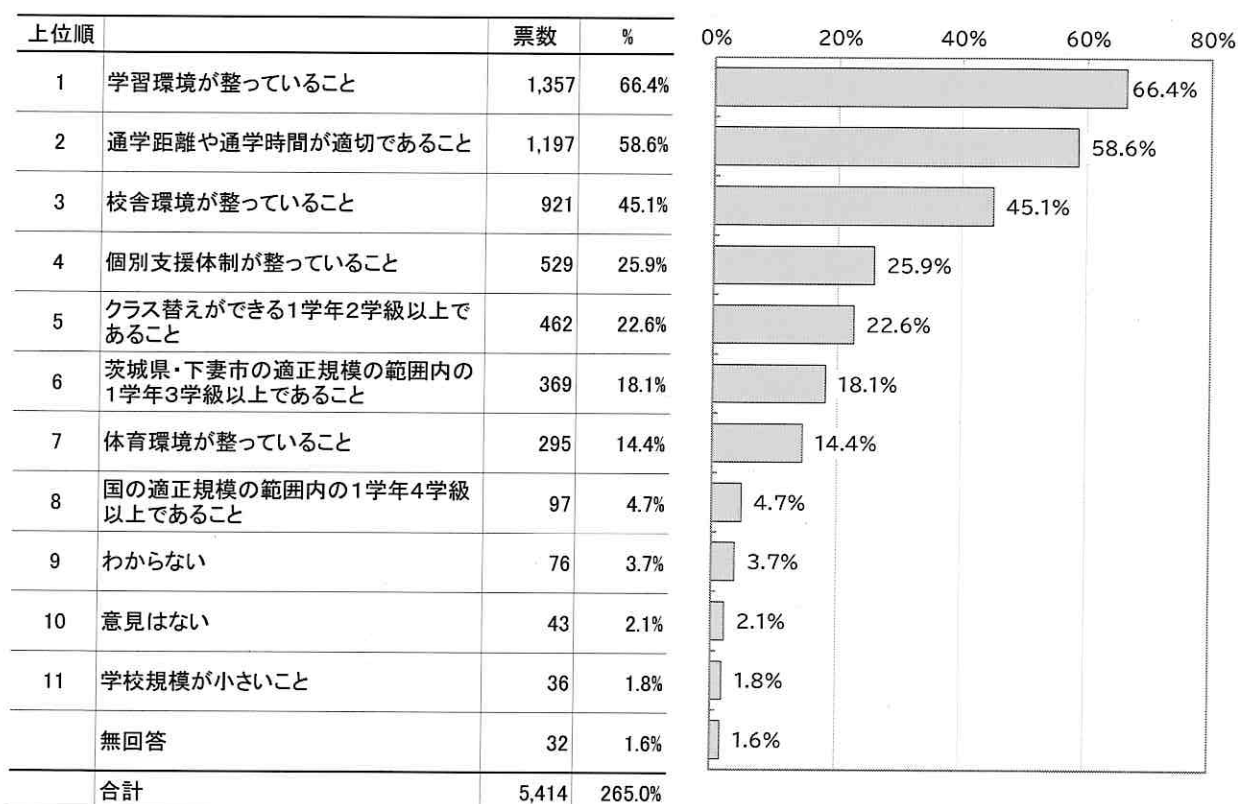
□対象者ごとのアンケート結果(上位抜粋)

	対象者	最多回答	2 番目に多い回答
1	市民	学習環境が整っていること (65.0%)	通学距離や通学時間が適切である こと (64.3%)
2	小中学校の保護者	学習環境が整っていること (69.2%)	通学距離や通学時間が適切である こと (65.1%)
3	就学前児童の保護者	通学距離や通学時間が適切で あること (69.5%)	学習環境が整っていること (68.9%)

問10. 中学校において特に重要と考える教育条件や通学条件について(複数回答)

「学習環境が整っていること」が66.4%で最も多く、次いで「通学距離や通学時間が適切であること」が58.6%、「校舎環境が整っていること」が45.1%、「個別支援体制が整っていること」25.9%、「クラス替えができる1学年2学級以上であること」22.6%、「茨城県・下妻市の適正規模の範囲内の1学年3学級以上であること」が18.1%などとなっています。

対象者ごとの結果においても同様の結果となっています。



※「教育条件・通学条件の具体例」についてP49のⅡ－2にお示ししています。

□対象者ごとのアンケート結果(上位抜粋)

	対象者	最多回答	2番目に多い回答
1	市民	学習環境が整っていること (64.1%)	通学距離や通学時間が適切である こと (55.4%)
2	小中学校の保護者	学習環境が整っていること (67.3%)	通学距離や通学時間が適切である こと (59.8%)
3	就学前児童の保護者	学習環境が整っていること (69.5%)	通学距離や通学時間が適切である こと (63.4%)

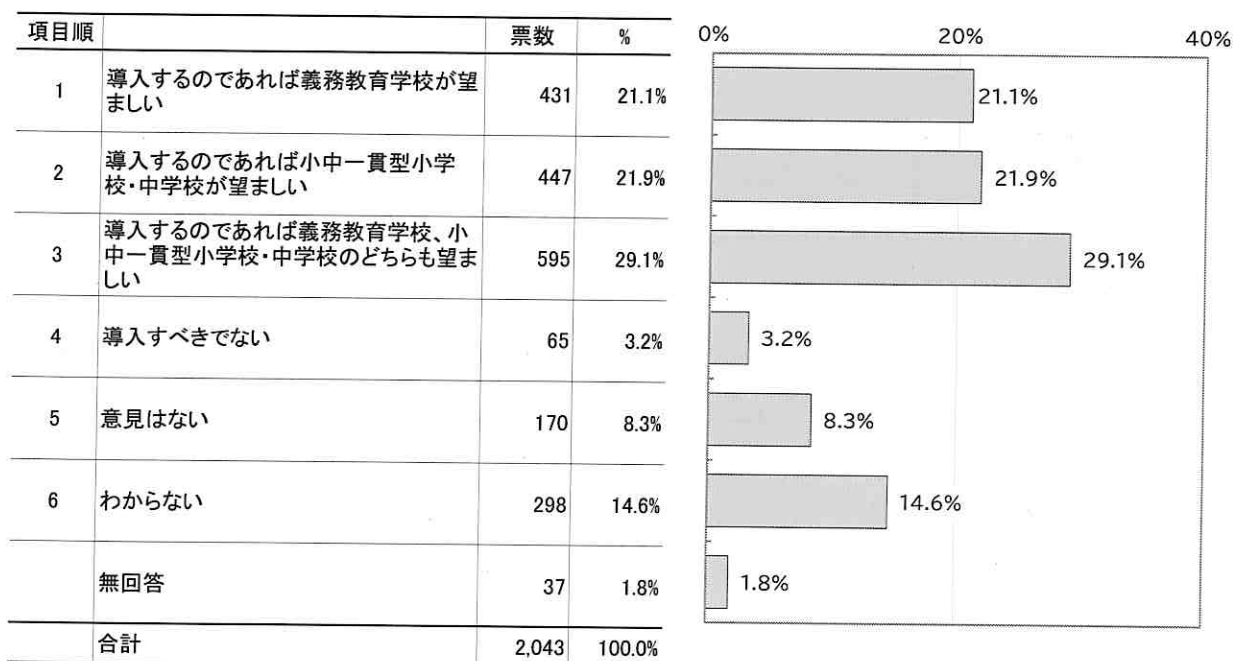
Ⅲ 小中一貫教育について

問11. 小中一貫教育を導入することについて(単一回答)

「導入するのであれば義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校のどちらも望ましい」が29.1%で最も多く、次いで「導入するのであれば小中一貫型小学校・中学校が望ましい」が21.9%、「導入するのであれば義務教育学校が望ましい」が21.2%となっています。

一方、「導入すべきでない」は3.2%となっており、「わからない」「意見はない」が22.9%となっています。

対象者ごとの結果においても同様の結果となっています。



※「義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校の定義」についてP50のⅢ-1にお示しています。

※「平成26年文部科学省調査「小中一貫教育等についての実態調査の結果」における小中一貫教育の主な成果と課題」についてP50のⅢ-2にお示しています。

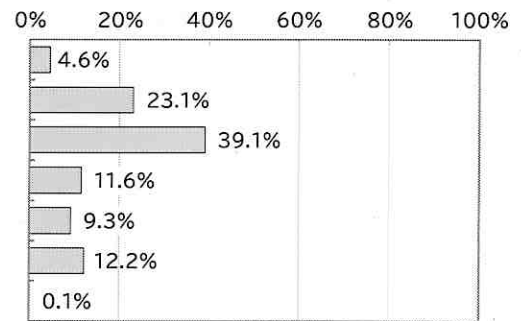
□対象者ごとのアンケート結果(上位抜粋)

	対象者	最多回答	2 番目に多い回答
1	市民	導入するのであれば小中一貫型小学校・中学校が望ましい (27.7%)	導入するのであれば義務教育学校が望ましい (25.1%)
2	小中学校の保護者	導入するのであれば義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校のどちらも望ましい (33.2%)	導入するのであれば義務教育学校が望ましい (18.6%)
3	就学前児童の保護者	導入するのであれば義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校のどちらも望ましい (29.3%)	導入するのであれば義務教育学校が望ましい (27.4%)

Ⅳ あなた自身について

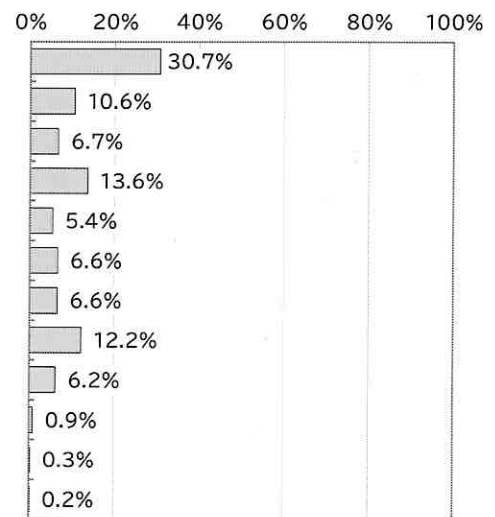
問14. 年齢

項目順		票数	%
1	～29歳	93	4.6%
2	30歳～39歳	472	23.1%
3	40歳～49歳	799	39.1%
4	50歳～59歳	237	11.6%
5	60歳～69歳	189	9.3%
6	70歳～	250	12.2%
	無回答	3	0.1%
	合計	2,043	100.0%



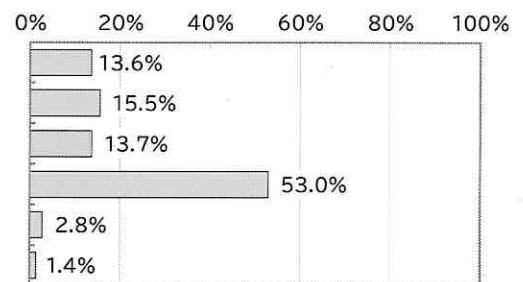
問15. お住いの小学校区

項目順		票数	%
1	下妻	628	30.7%
2	大宝	216	10.6%
3	騰波ノ江	136	6.7%
4	上妻	278	13.6%
5	総上	111	5.4%
6	豊加美	135	6.6%
7	高道祖	134	6.6%
8	宗道	250	12.2%
9	大形	127	6.2%
10	下妻市以外	18	0.9%
11	わからない	6	0.3%
	無回答	4	0.2%
	合計	2,043	100.0%



問16. 前問で回答した小学校区での累計居住期間

項目順		票数	%
1	5年以内	278	13.6%
2	10年以内	317	15.5%
3	15年以内	280	13.7%
4	15年超過	1,082	53.0%
5	わからない	57	2.8%
	無回答	29	1.4%
	合計	2,043	100.0%



(参考) アンケート調査回答にあたっての参考資料

下記の資料は、アンケートの回答にあたっての参考資料として添付した資料の一部を記載しています。

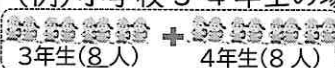
I 学校の適正規模適正配置

I-1. 国・県・市の学校の適正規模の範囲 (問1・2の参考資料)

	小学校	中学校
国	12学級(各学年2学級)以上 18学級(各学年3学級※)以下	12学級(各学年4学級※)以上 18学級(各学年6学級※)以下
茨城県	12学級(各学年2学級)以上	9学級(各学年3学級※)以上
下妻市	12学級(各学年2学級)以上	9学級(各学年3学級※)以上

※全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するため、少なくとも1学年2学級以上が必要となります。

I-2. 複式学級を編制する児童生徒数の標準 (問3・4の参考資料)

複式学級とは、2つ以上の学年を1つに編成した学級のこと		
小学校	連続する2学年の児童数が16人以下(1年生を含む場合は8人以下)	(例) 小学校 3・4年生の場合  合計が16人の場合 複式学級になる
中学校	連続する2学年の生徒数が8人以下	 合計が17人の場合 複式学級にならない

I-3. 国・県・市の学校の統合基準 (問3・4の参考資料)

	小学校	中学校
国	学校の標準規模(12学級以上)を下回る場合※	
茨城県	全ての学年においてクラス替えができない1学年1学級の学校について、統合を検討すべき	クラス替えができない5学級以下の学校について、統合や学区の見直しを検討すべき
下妻市	1学年平均15人以下又は複式学級がでける年度に、統合の対象とする	1学年3学級を下回った場合に、改めて検討を行う

※標準規模が確保されることで、多様な意見に触れさせることができる、クラブ活動や部活動の種類が多い、運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動や行事の実施に制約が生じない、体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じない、協働的な学習の実施に制約が生じない、班活動やグループ分けに制約が生じない、上級生・下級生間のコミュニケーションや学習・進路選択の模範となる先輩の数が多いなどの効果が期待される。

Ⅱ 学校の通学条件・教育条件

Ⅱ-1. 国の通学距離の基準（問5・7の参考資料）

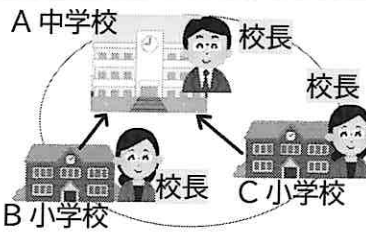
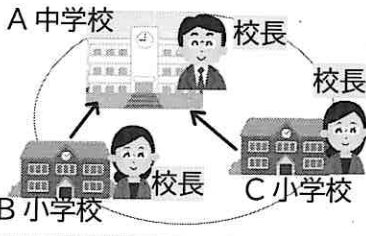
小学校	おおむね4km以内
中学校	おおむね6km以内

Ⅱ-2. 教育条件・通学条件の具体例（問9・10の参考資料）

教育条件 通学条件	具体例
通学距離や通学時間が適切である	通学距離が一定範囲内である、通学距離が長い場合はスクールバスが運行される
1学年が2学級以上である	クラス替えができる、児童同士の人間関係や児童と教員との人間関係に配慮した学級編成ができる、新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる、クラス替えを契機として意欲を新たにすることができる、学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる
学校規模が小さい	一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握したきめ細やかな指導ができる、意見や感想を発表できる機会やリーダーを務める機会が多くなる、地域の協力が得られやすいため郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい
校舎環境が整っている	校舎の老朽化対策が実施されている、エアコンが設置されている、トイレが洋式化されている
体育環境が整っている	授業等で利用できる体育館、グラウンド、プール等が充実している
学習環境が整っている	学校の図書室、ICT 機器、ICT 支援員、ALT（英語指導助手）等が充実している
個別支援体制が整っている	特別支援教育、外国人への日本語指導等が充実している

Ⅲ 小中一貫教育

Ⅲ-1. 義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校の定義（問11の参考資料）

	【再編前】	→	【再編後】	特 徴
義務教育学校	 A 中学校 B 小学校 C 小学校		 ABC 義務教育学校 校長(1人) ※施設は別でも可	就業年限 9年間※ (前期課程6年+後期課程3年) 校 長 1人 教員組織 小・中の区分がなく 1つの組織
	1人の校長の下、1つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成して実施する学校			
小中一貫型 小学校・中 学校	 A 中学校 B 小学校 C 小学校		 A 中学校・BC 小学校 中学校 小学校 校長 校長 ※校長1人が併任する場合がある。 施設は別でも可。	就業年限 小学校6年※ 中学校3年※ 校 長 小中それぞれに1人 教員組織 小・中ごとに教職員を組織
	既存の小中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成する学校			

※柔軟な学年段階の区切りとする「4-3-2」、「5-4」の設定が可能です。

Ⅲ-2. 平成26年文部科学省調査「小中一貫教育等についての実態調査の結果」における小中一貫教育の主な成果と課題（問11の参考資料）

成 果	・中学校への進学に不安を感じる児童の減少 ・中1ギャップ(※)の緩和 ・小中学校の教職員間で協力して指導に当たる意識の高まり ・小中学校の教職員間で互いの良さを取り入れる意識の高まり ・小中学校共通で実践する取組の増加
課 題	・教職員の負担感や多忙感の解消 ・小中学校の教職員間での打合せ時間の確保 ・小中学校合同の研修時間の確保 ・小中学校が分散している場合の児童生徒間の交流を図る際の移動手段や移動時間の確保

※小学校から中学校への進学で、新しい環境の学習や生活にうまく適応できず、不登校等の問題行動につながっていく事態

(8) 適正配置における課題

①課題の整理

1) 義務教育施設に関する現況及び児童生徒数の見通しからみた課題

[児童生徒数（推移）]

- ・平成17年から令和5年までの約20年間で、児童数が34.6%（949人）、生徒数が33.4%（488人）減少しました。
- ・小学校別の減少率は、大形小学校が51.1%、総上小学校が46.0%などとなっています。
- ・中学校別の減少率は、東部中学校が40.8%、下妻中学校が33.0%などとなっています。
- ・小学校（令和5年時点）は、2校が市の適正規模校（12学級以上）、そのほか7校が小規模校となっています。
- ・中学校（令和5年時点）は、1校が市の適正規模校（9学級以上）、そのほか2校が小規模校となっています。

[児童生徒数（見通し）]

- ・令和5年から令和25年までの20年間で、児童数は40.8%（729人）、生徒数は45.2%（440人）減少することが予測されます。
- ・学校規模を小学校別にみると、令和25年時点で複式学級ができる学校が1校、1学級平均15人以下となる学校が4校、適正規模を下回る学校が3校、適正規模を維持する学校が1校となっており、過半数の学校が統合の要否を検討すべき規模になると予測されます。
- ・学校規模を中学校別にみると、令和25年時点で適正規模を下回る学校が2校、そのうち1校は単学級（1学年1学級）となり、適正規模を維持する学校は1校になると予測されます。

[学校施設]

- ・小学校校舎は、総上小学校、豊加美小学校、宗道小学校の3校が新耐震（増築を除く）、そのほか6校が旧耐震（全て補強改修済み）となっています。
- ・中学校校舎は、全学校が新耐震（一部の屋内運動場を除く）となっています。
- ・プールは、4校（下妻小学校・大宝小学校・上妻小学校・千代川中学校）が「基幹校」として自校プールを保有して利用し、そのほか8校が「利用校」として自校プールを保有せず、民間プールや他校プールを利用する予定となっています。

[統合基準]

- ・市の学校適正規模適正配置の統合基準を設けてからおおむね10年が経過しており、児童生徒数の減少傾向も続いていることから、より良い教育環境を維持するため、統合基準を再検討する必要性が生じています。

2) アンケート調査からみた適正規模適正配置の課題

[学校の各学年の望ましい規模]

- ・小学校の各学年の望ましい規模は、「2学級」が5割強、「3学級以上」を加えると7割強となっており、前回結果（2～3学級）と同様の結果となっています。
- ・中学校の各学年の望ましい規模は、「3学級」が3割強、「4学級」を加えると5割強となっており、前回結果（4～6学級）と比べると、望ましい規模が小さくなっています。

【市民の意向】

現在の市の統合基準と同じ、小学校は「1学年2学級以上」、中学校は「1学年3学級以上」とすることが望まれています

[存続させるべき学校の学年の規模]

- ・小学校の存続させるべき学年の規模は、「1学年の平均が16人以上」が4割弱、「1学年2学級以上」が3割強となっています。
- ・中学校の存続させるべき学年の規模は、「クラス替えができる1学年2学級以上」が3割強、「1学年3学級以上」も3割強となっています。

【市民の意向】

小学校は「1学年の平均が16人以上」、中学生は「クラス替えができる1学年2学級以上」を下限として、市の統合基準（統合条件）を再検討することが望まれています。

[通学距離・通学時間]

- ・小学校の通学距離は、徒歩で「2km以内」が4割弱、「3km以内」を加えると7割強となっています。また、スクールバスを運行した場合の小学校の通学時間は、「30分以内」が5割弱、「15分以内」を加えると8割弱となっています。
- ・中学校の通学距離は、自転車で「5km以内」が3割強、「4km以内」を加えると6割弱となっています。また、スクールバスを運行した場合の中学校の通学時間は、「30分以内」が4割強、「45分以内」を加えると6割強となっています。

【市民の意向】

通学距離は、小学校が徒歩の場合は「2～3km以内」、中学校が自転車の場合は「4～5km以内」を上限とすることが望まれています。また、通学時間は、スクールバスが運行される場合は、小学校が「15～30分以内」、中学校が「30～45分以内」を上限とすることが望まれています。

[特に重要と考える教育条件・通学条件]

- ・特に重要と考える教育条件・通学条件は、小中学校ともに「学習環境が整っていること」、「通学距離や通学時間が適切であること」、「校舎環境が整っていること」、「個別の支援体制が整っていること」、「適正規模の範囲内であること」などの順で多くなっています。

【市民の意向】

特に重要と考える教育条件・通学条件は、小中学校ともに同様の結果となっており、以下の優先順位により義務教育施設的环境整備を進めることが望まれています。

優先順位①「学習環境（教員配置、指導体制）」、

優先順位②「通学環境（通学距離・通学時間）」、

優先順位③「校舎環境（校舎設備等）」、

優先順位④「個別の支援体制」、

優先順位⑤「学校規模」など

[小中一貫教育の導入]

- ・小中一貫教育の導入を導入するのであれば「どちらも望ましい」が3割弱、「義務教育学校が望ましい」と「小中一貫型小学校・中学校が望ましい」がいずれも2割強、これらの合計が7割強となっています。

【市民の意向】

小中一貫教育の導入について、検討することが望まれています。

2. 下妻市立小中学校適正規模適正配置基本計画

(1) 義務教育施設に関する基本的な考え方

義務教育施設に関する基本的な考え方として、望ましい教育環境の創出に向けた視点の整理と、適正規模適正配置を進めるための優先順位を検討します。

①望ましい教育環境の創出を図るための視点

適正規模適正配置の検討に当たっては、学校規模や学級規模、学校施設の設備状況、通学距離、学校の位置など、様々な視点で物事を整理していく必要があります。そのため、望ましい教育環境を創出する上での要件（視点）を整理しました。

1) 望ましい教育環境の創出を図るための諸要素

学校は、教育（学び）を提供する場所であり、学びの内容（教育内容）が適切であることは、望ましい教育環境の創出を図るための重要な要素です。

さらに、児童生徒の学びの環境（教育施設環境）や学びの場（立地環境）、学びの場へのアクセス（通学環境）も、望ましい教育環境の創出を図るための重要な要素です。

このため、これら4つを望ましい教育環境の創出を図るための諸要素とします。

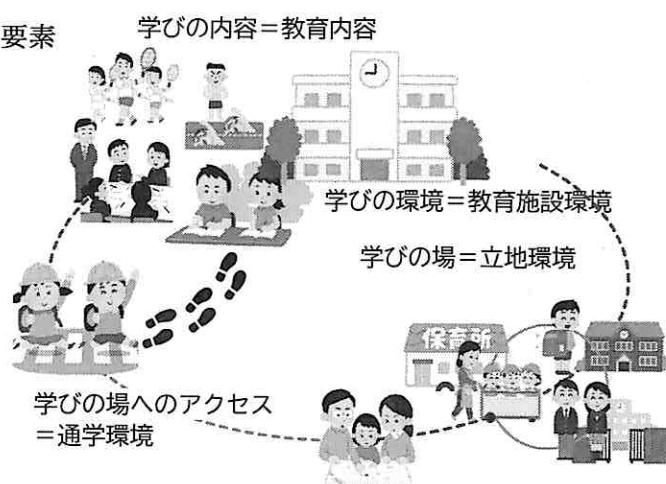


図 望ましい教育環境の創出を図るための諸要素

2) 望ましい教育環境の創出を図るための視点

4つの諸要素を踏まえ、望ましい教育環境を創出する上での要件（視点）を整理しました。

学びの内容＝教育内容 → **視点1** 質の高い教育を提供できるか

子どもたちに質の高い学びの内容が提供できるか、教育内容（ソフト的要素（教育活動の制約・質の高い教育の提供））といった視点に基づいて、学校施設を考えます。

学びの場へのアクセス＝通学環境 → **視点2** 公平かつ適切な通学環境か

児童生徒にとって通学環境が公平かつ適切なものとなっているか、児童生徒の負担や通学路の安全性なども考慮した視点に基づき考えます。

学びの環境＝教育施設環境 → **視点3** 適切な学び舎の環境が整っているか

学校施設のハード的要素に関して、安全性が確保されているか、多様な学習が可能かなどの視点に基づき、考えます。

学びの場＝立地環境 → **視点4** 学び舎の位置は適切か

保育小中連携など連続した学びの場が確保できるか、災害リスクなども考慮した位置にあるか、まちづくりとの整合性がとれているか、といった立地条件の視点に基づき考えます。

③4つの視点の整理

教育内容、通学距離・通学環境、教育環境、まちづくりとの関わり・立地環境の視点について考え方を整理します。

視点1 質の高い教育を提供できるか（教育内容）

子ども達に質の高い学び（教育内容＝ソフト的要素（教育活動の制約・質の高い教育の提供など））が提供できるかの視点に基づいて考えます。

□考え方① 教育活動に支障がでないか

学校規模が適正規模を下回ることは、教科担任の配置など、少なからず課題が生じます。また、クラス替えが出来ない規模になっていくことは、よりよい教育環境を構築するために配慮が必要になります。特に、2つ以上の学年を1つに編成する複式学級になった場合は、児童生徒に与える影響が非常に大きくなることから、教育活動に支障がでない規模であるかが重要です。

□考え方② 政策の実現に向けた取組が可能か

確かな学力の育成や魅力ある教育環境を創るため、国や県の政策に挙げられている「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」などの実現に向けた取組が、適切に行えるかが重要です。

○下妻市教育振興基本計画

- ・下妻市の教育目標：学びを人生や社会に生かそうとする人材の育成
- ・教育の重点施策：「確かな学力の育成」において、主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善を通し、基礎的・基本的な知識や技能の習得、これらを活用した思考力・判断力・表現力などの育成、学習意欲の向上などを旨とするともに、様々な問題に積極的に対応し、解決する力を育てます。

○茨城県教育プラン（第2次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～）

- ・魅力ある教育環境（政策）：ICTを効果的に活用した個別最適な学びと協働的な学びの充実が求められています（課題）。小中学校等における少人数教育（小学校35人学級の段階的な実現）に取り組みます（施策）。

○文部科学省 第4期教育振興基本計画

- ・確かな学力の育成：個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

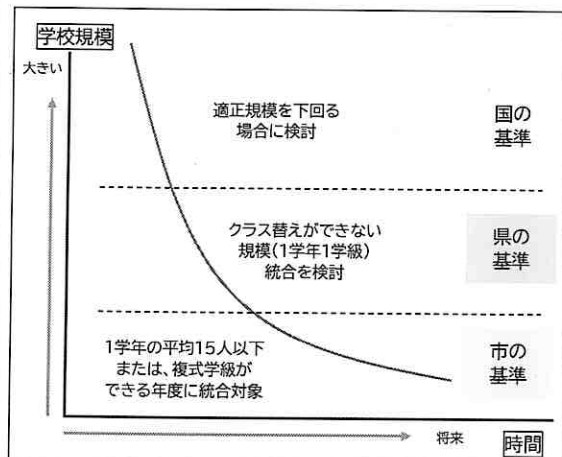
参考 1：小学校の統合基準のイメージ

現在、市の統合基準が国や県の統合基準と異なっていることから、それぞれの基準について整理しました。

小学校における市の統合基準は、国や県と比べて、学校規模が小さくなった段階での検討となっています。令和 25 年時点の状況は、国や県の基準による統合の検討校が 8 校、市の基準による統合の対象校が 1 校です。

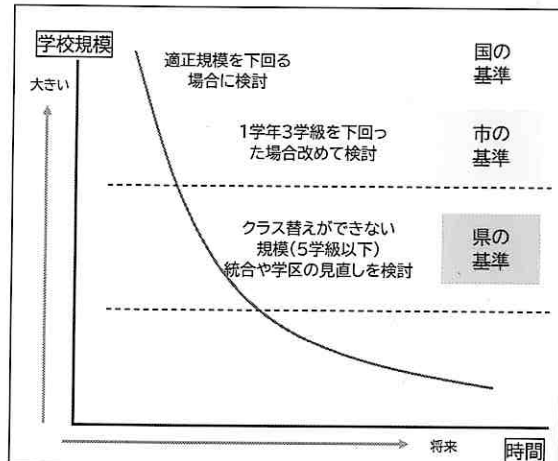
中学校における市の統合基準は、国の基準に近く、適正規模を下回った段階での検討となっています。令和 25 年時点の状況は、国の基準による統合の検討校が 3 校、県の基準による統合の検討校が 1 校、市の基準による統合の検討校が 2 校です。

図 1：小学校の統合基準のイメージ



	令和 25 年時点の状況
国の基準	統合検討校 8 校
県の基準	統合検討校 8 校
市の基準	統合対象校 5 校 ・複式発生が 1 校 ・1 学年平均 15 人以下 4 校

図 2：中学校の統合基準のイメージ



	令和 25 年時点の状況
国の基準	統合検討校 3 校 ・既に千代川中・東部中が検討校 ・令和 13 年に下妻中が検討校
市の基準	統合検討校 2 校 ・既に千代川中が検討校 ・令和 11 年に東部中が検討校
県の基準	統合検討校 1 校 ・令和 13 年に千代川中が検討校

※令和 15 年に千代川中が全学年単学級

参考2：学校規模の標準を下回る場合の対応の目安

小学校の場合

【1～5学級：複式学級が存在する規模】

おおむね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きい。学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【6学級：クラス替えができない規模】

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があり、児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【7～8学級：全学年ではクラス替えができない規模】

おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。今後の児童数の予測を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、6学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

【9～11学級：半分以上の学年でクラス替えができる規模】

おおむね、全学年でのクラス替えはできないものの半分以上の学年でクラス替えができる学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

中学校の場合

【1～2学級：複式学級が存在する規模】

おおむね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の生徒数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きい。学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【3学級：クラス替えができない規模】

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の生徒数に大きな幅があり、生徒数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、生徒数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や代替策を積極的に検討・実施する必要がある。

【4～5学級：全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模】

おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。今後の生徒数の予測等を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、3学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

【6～8学級：全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模】

おおむね、全学年でのクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置することができる学校規模。学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、学校規模が十分でないことによる教育上の課題を整理した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

【9～11学級：全学年でクラス替えができ、同学年で複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模】

標準には満たないものの、おおむね、全学年でのクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置したり、免許外指導を解消したりすることが可能な学校規模。教育上の課題が生じているかを確認した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

※出典：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年文部科学省）

参考 3 : 小規模校におけるメリット・デメリット

	メリット	デメリット
学習面	○補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。 ○異年齢の学習活動を組みやすい。 ○体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。	○切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。また、クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。 ○協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。 ○児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。 ○体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。 ○クラブ活動や部活動の種類が限定される。 ○男女比の偏りが生じやすい。
生活面	○児童生徒の相互の人間関係が深まりやすい。 ○生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	○班活動やグループ分けに制約が生じる。 ○クラス替えが困難なことから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ○教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる。
学校行事	○学校が一体となって活動しやすい。	○運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
学校運営	○教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。 ○全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ○施設・設備の利用時間などの調整が行いやすい。 ○運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える。	○クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる。 ○ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる。 ○経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる。 ○職員一人あたりの校務負担や行事にかかわる負担が重い。

※出典：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引より抜粋（平成 27 年文部科学省）

視点2 公平かつ適切な通学環境か（通学環境）

通学距離に関する国の基準を勘案しつつ、通学距離が児童生徒にとって負担とならないか、通学路の安全性が確保されているかなど、児童生徒にとって通学環境が適切かの視点に基づいて考えます。

□考え方① 通学距離が適正か

・通学時の児童生徒の負担を考慮し、通学距離の基準を遵守していくことが必要です。仮に学校規模を維持するために統合が必要になった場合は、遠距離通学となる児童生徒が生じることから、通学距離、通学環境が適正かが重要です。

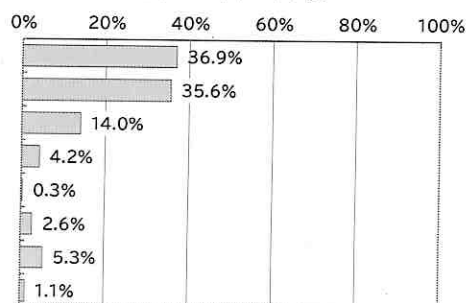
【通学距離による考え方（文部科学省）】

○国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校ではおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めていることから、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっています。

参考４：アンケート結果（市民・市立小中学校の保護者・就学前児童の保護者の結果）

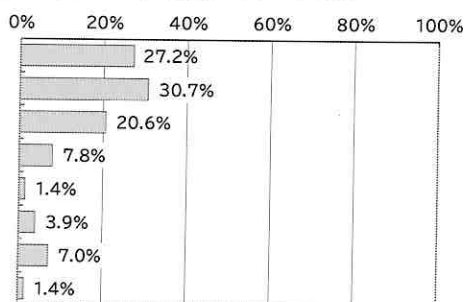
問５．小学校に徒歩で通学する場合の通学距離は、最大で何kmまで可能か（単一回答）

項目順		票数	%
1	2km以内	754	36.9%
2	3km以内	727	35.6%
3	4km以内	286	14.0%
4	5km以内	86	4.2%
5	5km超過	6	0.3%
6	意見はない	54	2.6%
7	わからない	108	5.3%
	無回答	22	1.1%
	合計	2,043	100.0%

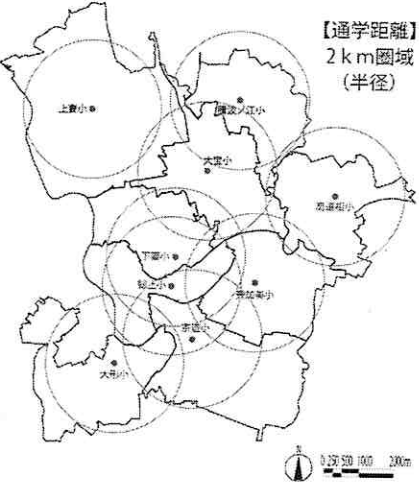
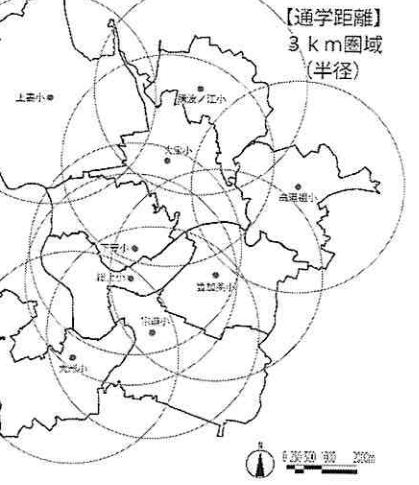


問７．中学校に自転車で通学する場合の通学距離は、最大で何kmまで可能か（単一回答）

項目順		票数	%
1	4km以内	555	27.2%
2	5km以内	627	30.7%
3	6km以内	420	20.6%
4	7km以内	160	7.8%
5	7km超過	29	1.4%
6	意見はない	79	3.9%
7	わからない	144	7.0%
	無回答	29	1.4%
	合計	2,043	100.0%



参考5：小学校通学圏域図

通学距離	圏域図	備考
小学校 2Km以内	 【通学距離】 2 km圏域 (半径)	【圏域】 ・既存小学校区において、基準を満たさないエリアが多く見られる 【アンケート結果】 ・ 36.9% 問：お住まいの地区の学校が現在と異なる場所に移転した場合について
小学校 3Km以内	 【通学距離】 3 km圏域 (半径)	【圏域】 ・既存小学校区において、一部基準を満たさないエリアがあるが、おおむねカバーできている 【アンケート結果】 ・ 35.6% 問：お住まいの地区の学校が現在と異なる場所に移転した場合について
小学校 4Km以内	 【通学距離】 4 km圏域 (半径)	【圏域】 国の基準と同基準 ・既存小学校区においては、全域カバーできている。 既存小学校区を中学校区内の隣接小学校区と統合すると仮定した場合は、複数の既存小学校区において、縁辺部がカバーできなくなる。特に上妻小学校区は、エリアが広いことから、その傾向が顕著である。 【アンケート結果】 ・ 14.0% 問：お住まいの地区の学校が現在と異なる場所に移転した場合について

参考6：中学校通学圏域図

通学距離	圏域図	備考
中学校 4Km以内	【通学距離】 4 km圏域 (半径)	【圏域】 ・既存中学校区において、基準を満たさないエリアが多く見られる 【アンケート結果】 ・27.2% 問：自転車で通学する場合の通学距離は最大で何 km まで可能か
中学校 5Km以内	【通学距離】 5 km圏域 (半径)	【圏域】 ・既存中学校区において、一部基準を満たさないエリアがあるが、おおむねカバーできている 【アンケート結果】 ・30.7% 問：自転車で通学する場合の通学距離は最大で何 km まで可能か
中学校 6Km以内	【通学距離】 6 km圏域 (半径)	【圏域】国の基準と同基準 ・既存中学校区においては、全域カバーできている。既存中学校をほかの中学校と統合すると仮定した場合は、全ての既存中学校区において、縁辺部がカバーできなくなる。特に千代川中を統合先とした場合は、その傾向が顕著である。 【アンケート結果】 ・20.6% 問：自転車で通学する場合の通学距離は最大で何 km まで可能か

視点3 適切な学び舎の環境が整っているか（教育施設環境）

学校施設のハード的要素（＝施設・設備の状況）において、施設の安全性や多様な学習が可能な施設の設えがあるかなどに基づき、考えます。

□考え方① 施設は安全か

・子どもたちが毎日利用する学校施設は、安全かつ長期的に利用できることが求められます。小学校の校舎には、築45年を超えるものがありますが、鉄筋コンクリート造の法定耐用年数は、普通品質で50～80年とされています。児童生徒数の減少が想定される中で、施設や設備の改修等の増加が予測されますが、老朽化した施設や設備に対する投資については、費用対効果等も考慮することが重要です。

□考え方② 多様な学習の提供が可能か

・普通教室、特別教室、武道場、プール、体育館、運動場等について、どの施設が必要か、数や面積が足りているか、多様な活動に影響がないかなどが重要です。

参考 7 : 学校施設（主に校舎）一覧表

施設		建築年	構造	面積	耐震区分等	
下妻小学校 [普通教室数: 24] [特別教室数: 16]	北・南校舎	S53	RC	2,610 m ²	旧基準	H25 補強改修済
	南校舎棟	S53	RC	2,631 m ²	旧基準	H26 補強改修済
	昇降口・渡り廊下棟	S53	RC	354 m ²	旧基準	補強不要
	屋内運動場	S48	S	1,217 m ²	旧基準	H22 補強改修済
大宝小学校 [普通教室数: 15] [特別教室数: 5]	校舎棟	S53	RC	2,752 m ²	旧基準	H24 補強改修済
	屋内運動場	S57	S	746 m ²	新基準	耐震性有り
騰波ノ江小学校 [普通教室数: 9] [特別教室数: 12]	校舎棟	S53	RC	2,497 m ²	旧基準	H25 補強改修済
	校舎棟（増築）	S60	RC	481 m ²	新基準	耐震性有り
	屋内運動場	S54	S	745 m ²	旧基準	H23 補強改修済
上妻小学校 [普通教室数: 19] [特別教室数: 11]	校舎棟	S52	RC	2,675 m ²	旧基準	H26 補強改修済
	校舎棟（増築 1）	S55	RC	238 m ²		
	校舎棟（増築 2）	H1	RC	287 m ²	新基準	耐震性有り
	屋内運動場	S56	S	776 m ²	旧基準	H23 補強改修済
総上小学校 [普通教室数: 8] [特別教室数: 11]	校舎棟	S58	RC	2,746 m ²	新基準	耐震性有り
	屋内運動場	S52	S	732 m ²	旧基準	H22 補強改修済
豊加美小学校 [普通教室数: 8] [特別教室数: 8]	校舎棟	S58	RC	2,479 m ²	新基準	耐震性有り
	屋内運動場	S54	S	738 m ²	旧基準	H24 補強改修済
高道祖小学校 [普通教室数: 10] [特別教室数: 9]	校舎棟	S54	RC	2,485 m ²	旧基準	H26 補強改修済
	校舎棟（増築）	S60	RC	492 m ²	新基準	耐震性有り
	屋内運動場	S57	S	752 m ²	新基準	耐震性有り
宗道小学校 [普通教室数: 16] [特別教室数: 11]	北校舎棟	S58	RC	2,029 m ²	新基準	耐震性有り
	南校舎棟	S58	RC	1,244 m ²	新基準	耐震性有り
	昇降口・渡り廊下棟	S58	RC	234 m ²	新基準	耐震性有り
	屋内運動場	S48	S	522 m ²	旧基準	H23 補強改修済
大形小学校 [普通教室数: 8] [特別教室数: 12]	北校舎棟	S55	RC	1,429 m ²	旧基準	H16 補強改修済
	南校舎棟	S55	RC	1,903 m ²	旧基準	H16 補強改修済
	屋内運動場	S49	S	546 m ²	旧基準	補強不要
下妻中学校 [普通教室数: 22] [特別教室数: 18]	校舎棟	H30	RC	7,881 m ²	新基準	耐震性有り
	部室棟	R1	S	330 m ²	新基準	耐震性有り
	卓球場	R1	S	206 m ²	新基準	耐震性有り
	屋内運動場（第一）	S49	S	1,390 m ²	旧基準	H14 補強改修済
	屋内運動場（第二）	S62	S	1,125 m ²	新基準	耐震性有り
	武道場	H3	RC	503 m ²	新基準	耐震性有り
東部中学校 [普通教室数: 16] [特別教室数: 18]	校舎棟	H24	RC	5,342 m ²	新耐震	耐震性有り
	東渡り廊下棟	H24	S	118 m ²	新耐震	耐震性有り
	西渡り廊下棟	H24	S	38 m ²	新耐震	耐震性有り
	体育館・武道場・給食室棟	H24	RC	1,774 m ²	新耐震	耐震性有り
		H24	RC	463 m ²	新耐震	
		H24	RC	201 m ²	新耐震	
千代川中学校 [普通教室数: 14] [特別教室数: 17]	普通教室棟	H11	RC	3,120 m ²	新耐震	耐震性有り
		H11	RC	437 m ²	新耐震	耐震性有り
	特別教室棟	H11	RC	1,122 m ²	新耐震	耐震性有り
	屋内運動場	H11	RC	1,398 m ²	新耐震	耐震性有り

※1 下妻市立小学校施設の耐震診断結果一覧表（令和 2 年 4 月 1 日時点）

視点4 学び舎の位置は適切か（立地環境）

保幼小中連携など連続した学びの場が確保できるか、災害リスクなども考慮した位置にあるか、まちづくりとして整合性がとれているか、といった立地条件の視点に基づき、考えます。

□考え方① まちづくりとしての整合性はあるか

- ・多くの児童生徒が居住する市街地に近い学校など、まちづくりとの連動性を考慮することが重要です。

□考え方② 連続した学びの場が確保できているか

- ・幼児教育と義務教育のスムーズな接続が求められることから、義務教育及び幼児教育の立地環境なども考慮することが重要です。

□考え方③ 災害のリスクは考慮されているか（浸水想定区域・土砂災害）

- ・浸水想定区域等のエリア内にある学校については、教育の継続性や災害のリスクを考慮することが重要です。

参考 8：義務教育施設・幼児施設の関係および都市計画の状況

	周辺の義務教育施設	周辺の幼稚園・幼児施設	都市計画の状況
下妻小学校	—	○小友幼稚園 △ふたば文化幼稚園 △いずみ幼稚園 △法泉寺保育園	・用途地域内 ・都市機能誘導区域※ ² ・居住誘導区域※ ³
大宝小学校	○東部中学校	○大宝保育園	・地域生活拠点※ ⁴
騰波ノ江小学校	—	—	・地域生活拠点
上妻小学校	—	◎上妻幼稚園 ○もみの木保育園 ○もみの木フレンズ（小規模 保育施設）	・地域生活拠点
総上小学校	—	△いずみ幼稚園	・地域生活拠点
豊加美小学校	—	—	・地域生活拠点
高道祖小学校	—	○西原保育園	・地域生活拠点
宗道小学校	△千代川中学校	△ちよかわ幼稚園 △きぬ保育園	・用途地域内 ・都市機能誘導区域 ・居住誘導区域
大形小学校	—	—	・地域生活拠点
下妻中学校	—	△大和保育園 △下妻保育園※ ¹	・用途地域内 ・居住誘導区域
東部中学校	○大宝小学校	△大宝保育園	・地域生活拠点
千代川中学校	△宗道小学校	△きぬ保育園	・居住誘導区域

◎隣接／○おおむね 500m 圏内に立地／△おおむね 1km 圏内に立地

地域生活拠点以外に生活拠点（市役所・千代川庁舎周辺）や総合拠点（下妻駅・宗道駅周辺）がある

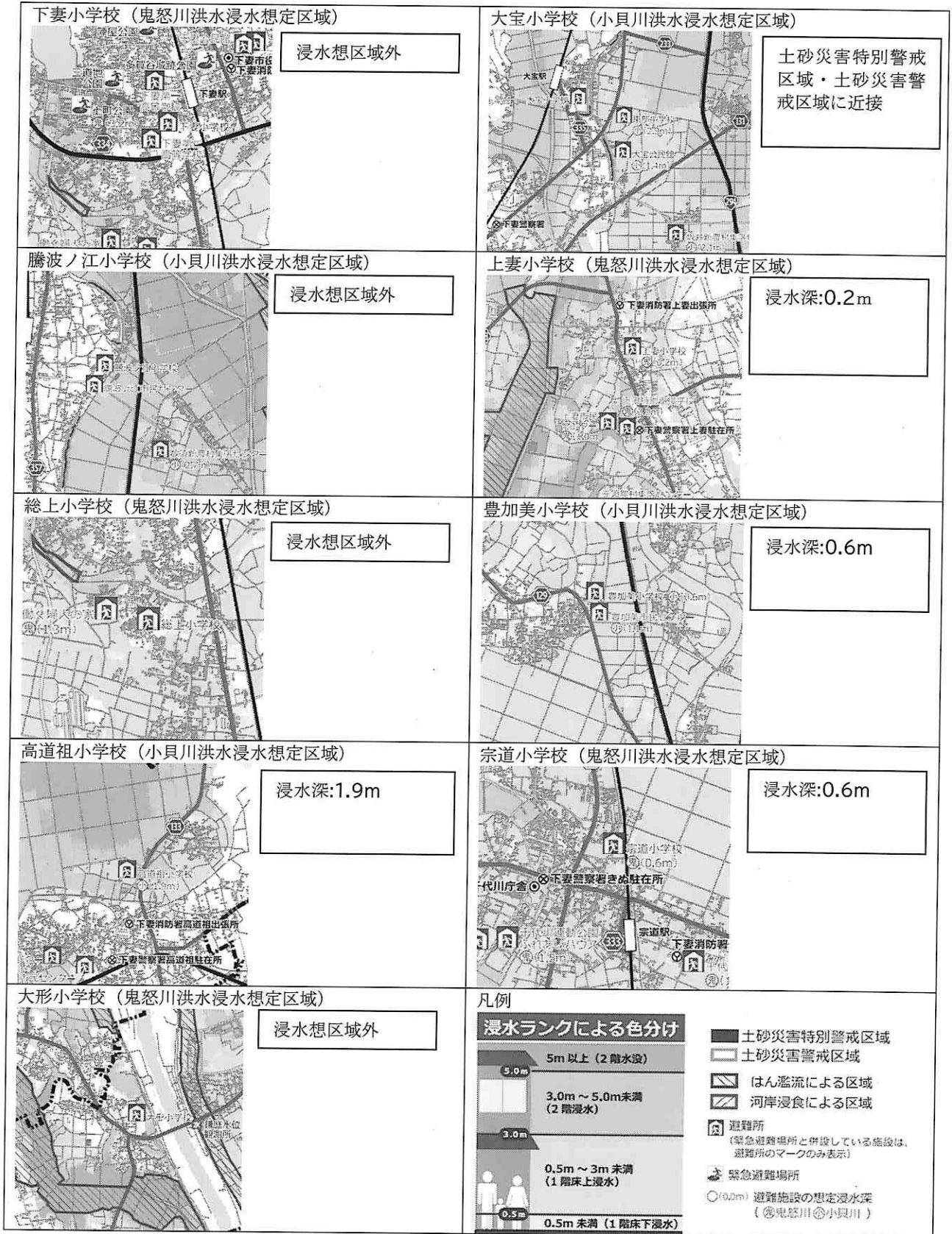
※ 1 下妻中学校から下妻保育園までは、砂沼大橋を利用した場合の距離

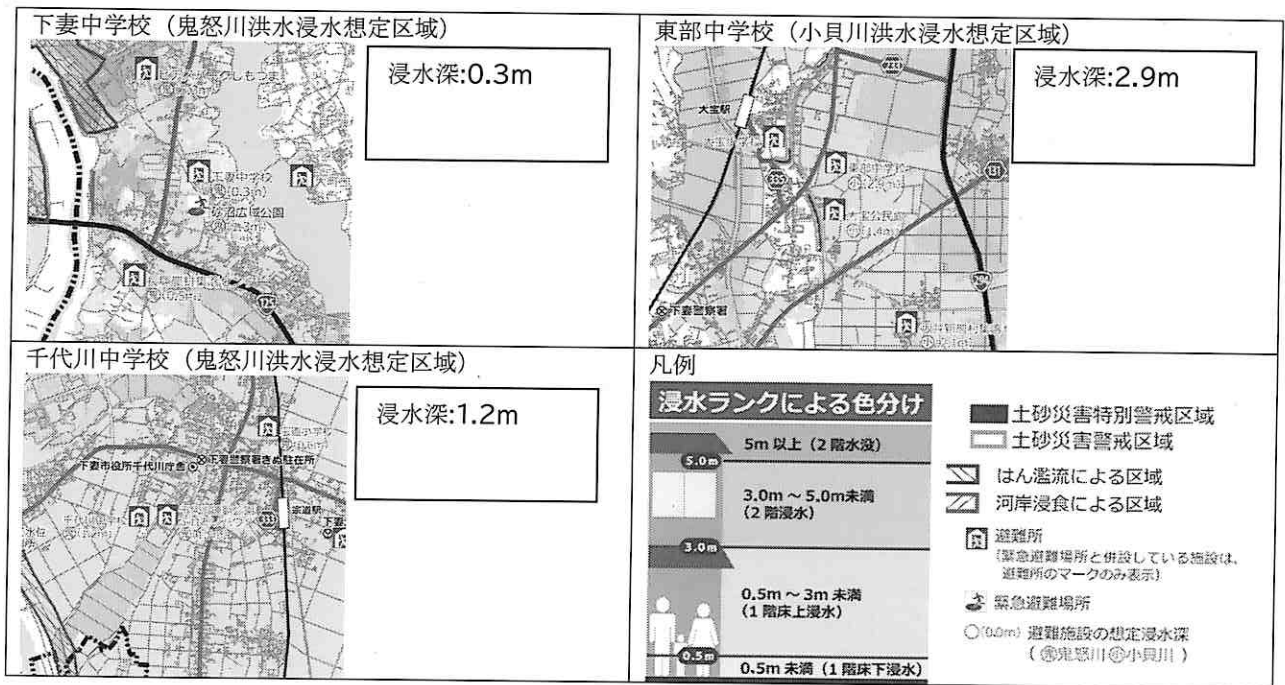
※ 2 都市機能誘導区域は、スーパーマーケットや病院等の生活に身近な医療・福祉・商業等の都市機能を拠点となるエリアに誘導・集約し、各種サービスの効率的な提供を図る区域（立地適正化計画の位置づけ）。

※ 3 居住誘導区域内は、買い物等の生活サービスや公共交通の利便性が高く人が集まるエリア等において、人口密度を維持し、生活サービスや地域コミュニティが持続的に維持されるよう居住を誘導すべき区域。区域内には小中学生が安全に通学できる区域（800m 圏域）を含む（立地適正化計画の位置づけ）。

※ 4 地域生活拠点は、増加が見込まれる高齢者の利便性を考慮し、極力小さなエリア内への施設立地を目指すこととして、半径 300m 圏（バス停留所の徒歩利用圏）を概ねの拠点の範囲（下妻市都市計画マスタープランの位置づけ）

参考9：ハザードマップ等





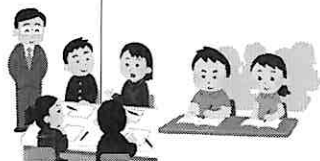
②望ましい教育環境の創出に向けた優先順位

下妻市における義務教育施設については、将来的に児童生徒数が継続的に減少することが見込まれており、持続的・安定的に質の高い教育を提供する場を確保することが求められます。このことを踏まえ、望ましい教育環境の創出に向けた優先順位としては、次のとおり考えます。

望ましい教育環境の創出に向けた優先順位

〔事務局案〕

質の高い教育



1) 質の高い教育を提供できるか（教育内容）

第2次下妻市教育振興基本計画では、その教育目標を「学びを人生や社会に生かそうとする人材の育成」としています。大事なものは「学び」であるという教育目標に基づき、学びの場としての教育内容の充実が最も重要であると考えます。

〔アンケート結果：適正規模の範囲（教育内容）21.2%〕

公平かつ適切な通学環境

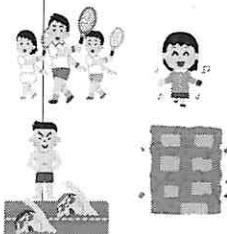


2) 公平かつ適切な通学環境か（通学環境）

統廃合により学校施設を集約した場合は、廃校になった側の学区の児童生徒が、遠距離通学になる可能性があります。通学環境の公平性も考慮しつつ、学校の立地条件も踏まえながら、適切な通学環境とすることが重要であると考えます。

〔アンケート結果：通学距離・時間が適切である 65.2%〕

適切な学び舎の環境

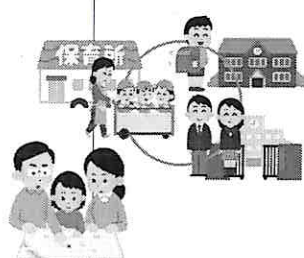


3) 適切な学び舎の環境が整っているか（教育施設環境）

多くの小学校の校舎が建築から45年以上経過しており、いずれは老朽化により建て替えや大規模改修が必要になります。また、教育内容の充実のためには、学習内容に応じた教育施設環境の整備が必要となります。多様な学習が適切に提供できるか、安全な環境で学習することができるかの視点が重要であると考えます。

〔アンケート結果：学習環境が整っている 67.7%〕

適切な学び舎の位置



4) 学び舎の位置は適切か（立地環境）

持続的・安定的に質の高い教育を提供する場として、災害リスクや長期的なまちづくりの観点など、児童生徒数の減少が継続的に進む中でも望ましい教育環境が維持できる位置に、学校施設が存在することが重要であると考えます。